

第1回定例会会議録

平成31年 3月 6日（水）

開 会 午前10時00分

――― 日程第1 開会宣言 ―――

○議長（小井土哲雄君） おはようございます。これより、平成31年第1回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

なお、先日行われた町長選挙におきまして、当選されました小園新町長での初議会となります。御当選、誠におめでとうございます。

小園町長におかれましては、強いリーダーシップのもと、さらなる御代田町発展に御尽力いただけますようお願いいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

――― 諸般の報告 ―――

○議長（小井土哲雄君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

木内議会事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君） 書類番号1をお願いいたします。

諸般の報告。

平成31年3月6日

1、本定例会に別紙配付のとおり町長から議案30件・報告1件が提出されています。

2、監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3、本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。

4、本定例会における一般質問通告者は、荻原謙一議員ほか6名であります。

5、閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次ページからは、監査委員の例月出納検査、定期監査報告書ですので、後ほどご

覧ください。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。仁科英一議会運営委員長。

（議会運営委員長 仁科英一君 登壇）

○議会運営委員長（仁科英一君） おはようございます。

それでは、報告いたします。

2月27日、午後1時30分より、議会運営委員会を開催し、平成31年第1回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について、審査日程等を決定しましたので報告いたします。

本定例会に町長より提出された案件は議案30件、報告1件の計31件であります。

一般質問の通告者は7名であります。これにより会期は本日より3月19日までの14日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、種類番号1、37ページをご覧ください。

平成31年第1回御代田町議会定例会会期及び審査予定表。

第 1 日目	3 月	6 日	水曜日	午前 1 0 時	開会
					諸般の報告
					会期の決定
					会議録署名議員の指名
					町長招集の挨拶
					議案の上程
					議案に対する質疑
					議案の委員会付託

第 2 日目	3 月 7 日	木曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 3 日目	3 月 8 日	金曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 4 日目	3 月 9 日	土曜日		休会
第 5 日目	3 月 1 0 日	日曜日		休会
第 6 日目	3 月 1 1 日	月曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 7 日目	3 月 1 2 日	火曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 8 日目	3 月 1 3 日	水曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 9 日目	3 月 1 4 日	木曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 1 0 日目	3 月 1 5 日	金曜日		休会
第 1 1 日目	3 月 1 6 日	土曜日		休会
第 1 2 日目	3 月 1 7 日	日曜日		休会
第 1 3 日目	3 月 1 8 日	月曜日	午後 1 時 3 0 分	全員協議会
第 1 4 日目	3 月 1 9 日	火曜日	午前 1 0 時	委員長報告
				質疑・討論・採決
				閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告します。

38 ページをお願いします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

3 月 1 1 日 月曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

3 月 1 2 日 火曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

町民建設経済常任委員会

3 月 1 3 日 水曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

3 月 1 4 日 木曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

全員協議会開催日程

3 月 1 8 日 月曜日 午後 1 時 3 0 分 委員会室 1・2

以上で報告を終わります。

○議長（小井土哲雄君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 3 月 1 9 日までの 1 4 日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より3月19日までの14日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において

4番 古越雄一郎議員

5番 池田 るみ議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長(小園拓志君) おはようございます。

議員の皆様には、年度末を迎えて、何かとお忙しい時期にもかかわらず御出席を賜り、平成31年第1回議会定例会が開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

皆様、御存知のとおり、私は、先月17日投開票の御代田町町長選挙において、4,267票という大変力強い御支持をいただき、新たに町長という重責を担うこととなりました。

変革を期待する町民の皆様の思いが、このような形で結実したと捉えております。一方で、対立候補でありました前職への指示も、3,385票という少なからぬ票数があったことは、まぎれもない事実であります。

町長の職責を進めるに当たりましては、選挙時における支持・不支持の区別なく、謙虚に耳を傾けていくことを、まずは、ここにお集まりの皆様にお約束申し上げます。

特に、14名の議員の皆様が全員、私の年上でありまして、41歳の若輩である私に対し、文字どおりの御指導・御鞭撻をいただけますよう、切にお願い申し上げます。

ます。

私は、先月28日に初登庁をいたしまして、早速、職員の皆さんに対し訓示を行いました。その中で、今回の私の当選に関する意義について、お話をさせていただきましたが、議員の皆様にも改めてお伝えしたく、お話ししたいと思います。

12年前、前職は初当選を受けて、同和事業の完全な廃止を宣言しました。私は、みずからの当選を受けて、以下のことを宣言します。

それは、同和問題の政治利用の終結であります。せっかく12年前、同和事業の完全な廃止を宣言したにもかかわらず、8年前、4年前、そして今回と、繰り返し同和事業の復活という絵空事をほじくり返して、選挙が戦われてきました。

12年前、当時の町職員が自死するという、痛ましい出来事が起きたことは事実ですが、その後、同和事業が復活するかもしれないという、脅し文句を選挙のたびにぶら下げるといふ、実に悲しい政治利用が行われ、差別の増幅が続いてきました。

憲法第14条には、「全て国民は法のもとに平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない」と書かれています。

私は当然のことながら、御代田町の町民全員が平等であると考えており、誰も差別されてはならないし、逆に言えば、誰も不当な特別扱いをされるべきでもないと考えています。

私の思いは、ここに凝縮されており、今後、永久に、御代田町において同和問題の政治利用が行われないう、私として、精一杯努力してまいる決意です。今後、ずっと町民の皆さんに安心して過ごしていただけるよう、時代を後戻りさせず、適切に町政を運営してまいります。

さて、私がこれからの任期中4年間で取り組んでいくべき施策について、御紹介申し上げたく存じます。

まず、私がこれまで終始、最重点施策として訴え続けてきた子育てと教育についてです。

子育て施策に関しましては、できるだけ早いタイミングで、ワンストップの子育て相談室を設けたく存じます。いわゆる障害を持っていたり、何らかの特別支援を必要とするお子さんに関しての相談はもちろんのこと、体の大きい、小さい、言葉の早い、遅いなど、親御さんにとって子育ては心配ごとの連続であり、常設の子育

て相談室により、子育てに関する心理的な負担をできるだけ解消していきたいと考えております。

また、将来的には、子育てに関する支援機能を統合させた子育て支援センターの開設を検討してまいります。

小中学生の給食費の無料化や、町外に通う高校生の通学費助成に関しては、多額の財政出動が必要とはなりますが、町の宝である子どもたちを育てていただいている御家庭へのせめてものねぎらい、そして、移住・定住を検討する若い世代への新たな魅力づくりの一貫として、早期の実現を目指してまいります。

教育施策に関しましては、学力向上策推進の前提条件として、全てのお子さんが安心して学べる環境づくりに取り組んでまいります。専門家を招き、いじめ問題や不登校の状況を改善するためのチームを町教委内に形成し、いじめ、不登校の減少などの具体的な成果を上げてまいります。

学校の授業終了後、小中学生に学習の場を提供する放課後寺子屋は、現在、中学3年生のみを対象としている、水曜放課後のステップアップスクールを発展的に統合して、進めてまいります。

フルサイズの寺子屋実施には、それなりに時間がかかるとも考えており、その前段階では、プレ寺子屋の実施を検討します。プレ寺子屋では、算数パズルや早押しボタンを使ってのクイズ、ボードゲーム、新聞記者の模擬体験などを通して、知的活動の喜びを体感し、お子さん一人一人の成長につなげるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

つぎに、インフラ整備に関する施策です。

道路施策については、町の防災力の強化という観点から、浅間の噴火などを想定した場合の弱点となるような箇所に関し、弱点を解消する道路改修に努めてまいります。

都市計画街路の整備に関しては、当初計画時から長年経過した状況の中で、現段階の実現性や整備による効果について再検討をし、実情に応じた施策の展開を進めてまいります。

町の顔である、しなの鉄道御代田駅に関しては、駅舎の改修、駅設備の充実、駅前再開発など、駅や駅前のにぎわいを取り戻すための取り組みを進めてまいります。

最後に、産業振興に関する施策です。

農業に関しては、低コスト化に向けての技術導入支援や外国人研修生の受け入れに関する支援、シカやイノシシなどの獣害に関する取り組みなど、あらゆる角度からのサポートを展開します。

商業に関しては、既に述べた御代田駅や駅前の整備に加え、これまでパイプが切れていたといっても過言ではない、商工会との連携を強化し、町と商工会の両輪により、商業の進行を進めてまいります。

工業に関しては、御代田町工業振興条例等に基づき、現在行っている土地・家屋及び償却資産に関して課する、固定資産税相当額を補助金として交付する取り組みについて、補助金の増額を検討してまいります。

これまで述べてきた私の重点施策については、それなりに、時間とお金のかかるものが多いですが、粘り強く進め、任期中に相当の成果を出すことを目指して、推進してまいります。とはいえ、すぐに手をつけられるものに関しては、臆さずに、スピード感をもって取り組んでまいりたいと考えております。

その代表例が、町の広報体制の強化です。現在、町のホームページは掲載している情報が少なく、また情報があったとしても、検索が容易ではなく、町民からも、町外の皆さんからも、大きな不満が出ています。

私自身、元メディア人として、町のホームページの現状には、じくじたる思いがあります。まだ、役場内の雰囲気を探っている最中ではありますが、各種の町民向け印刷物などを見ていると、行政の専門家にしかわからないような言葉遣いや、プレゼンテーションに出し、一般の町民、市民にとって、どうやったらわかりやすく説明できるか、という観点に欠けた作品が、多く見受けられるように感じております。

町民とのコミュニケーションを真に、密なものにしていくために、町の広報体制の抜本的見直しに、早急に取り組んでまいりたいと考えております。また、私としては、広報体制の強化に近い、捉え方をしておりますが、議会における説明のあり方にもメスを入れ、工夫をしてまいりたいと考えております。

例えば、現在、町役場と議員の皆様の方々の非公開の協議の場である全員協議会に関して、役場の中では、全員協議会で説明したから、本会議では説明不用であるという空気があるように思えてなりません。

確かに全員協議会では、個人のプライバシーにかかわる情報や、まだ生煮えであって、公開になじまないような事情に関する情報について、話し合われる部分がありますが、町民に、積極的に広報すべき内容についても、議員の皆様の説明したからいいという誤った感覚が、根強いように感じております。

私としましては、そういった町民への説明責任を果たせていない現状をできるだけ排除し、町民の皆さんにしっかりと御理解いただけるような、説明方法と言葉遣いを工夫してまいりたいと考えております。

今定例会に関しましても、就任後、本当に時間のない中とはなりましたが、私のできる範囲で、課長と私以外の答弁部分に関しても正しい言葉遣い、わかりやすい言葉遣いに留意し、修正をした部分がございますので、その努力の一端を感じていただけたら幸いです。

以上が、私が、今後進めてまいりたい方向性であります。議員の皆様におかれましては、私どもの新しい取り組みに関して、御理解をいただくとともに、建設的な御意見、御提案をお願いするものでございます。

さて、本定例会に提案しました案件は、専決処分事項の報告2件、事件案3件、条例案6件、当初予算案11件、補正予算案8件、報告事項1件の計31件です。

専決処分事項の報告2件につきましては、1件目の保健センターでの転倒事故に係る損害賠償については、保健センター内で発生した転倒事故の示談が成立しましたので、医療施設賠償責任保険により、治療費の補償について専決処分をさせていただきました。2件目の、児玉地区消火栓鉄蓋、鉄のふたですね、鉄蓋による車両損傷事故に係る損害賠償については、町が管理する消火栓が原因となって発生した車両損傷事故の示談が成立しましたので、全国町村会総合賠償保障保険により、修理費の補償について専決処分をさせていただきました。

事件案の3件につきましては、1件目の豊昇地区世代間交流センターの指定管理者の指定については、指定期間が満了となりますので、引き続き、5年間指定するため議会の議決をお願いするものです。

2件目の、「三ツ谷地区世代間交流センター」の指定期間の変更については、御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例に倣い、ほかの地区の世代間交流センターと同様に、指定期間の周期を年度末に統一するため、議会の議決をお願いするものです。

3 件目の、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託については、これまで町独自で設置・管理している戸籍システムのサーバーを近隣の 1 2 市町村と共同で設置・管理することにより、経費の削減と事務作業の省力化を図るため、議会の議決をお願いするものです。

条例案の 6 件につきまして、1 件目の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案は、本年度の長野県人事委員会勧告に準じて、改正の適用日ごとに 2 条建てとしています。

第 1 条の改正点は、平成 3 0 年度の給料表及び 1 2 月期の勤勉手当を一部改正するものです。

第 2 条の改正点は、平成 3 1 年度以降の期末手当及び勤勉手当を一部改正するものです。

2 件目の、御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部改正案は、こちらも、本年度の長野県人事委員会勧告に準じて、改正の適用日ごとに 2 条建てとしています。

第 1 条の改正点は、平成 3 0 年度の期末手当を一部改正するものです。

第 2 条の改正点は、平成 3 1 年度以降の期末手当及び勤勉手当を一部改正するものです。

3 件目の、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正案は、こちらも、本年度の長野県人事委員会勧告に準じて、改正の適用日ごとに 2 条建てとしております。

第 1 条の改正点は、平成 3 0 年度の期末手当を一部改正するものです。

第 2 条の改正点は、平成 3 1 年度以降の期末手当を一部改正するものです。

4 件目の、御代田町手数料徴収条例の一部改正案は、林地台帳システムの導入に伴い、新たに林地台帳の閲覧、または、写しの交付に係る手数料を徴収するものです。林地というのは「林」に地面の「地」と書きます。

5 件目の、御代田町滞在型農園施設基金の設置・管理及び処分に関する条例の制定は、将来におけるクラインガルテンの大規模修繕等に備えるため、新たに基金を設けるものです。

6 件目の、御代田町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正案は、学校教育法及び技術士法施行

規則の一部改正に伴い、本条例に関連する部分を一部改正するものです。

平成31年度の当初予算案11件は、第5次御代田町長期振興計画、御代田町総合戦略を着実に推進するとともに、豊かな自然環境のまち・子育てしやすいまち・健康で安心して暮らせるまちを柱に、住んでみたくなる魅力あるまちづくりに向けて、取り組みを強めていくことを基本としていますが、全て、経常的な経費や継続事業を中心とした骨格予算として編成したものです。

一般会計の予算規模は58億1,660万円で、前年度に比べ9,983万円、1.7%の減少となっています。主な歳入では、町税が22億9,497万円の計上で、前年度に比べ5,920万円の増額となっています。国や県の経済政策により、景気は緩やかな回復基調が続いているとされていますが、先行きの不透明感はぬぐえません。

企業の業績に大きく左右されます法人町民税は、前年より約4,900万円の増額で見込み、個人町民税については1,500万円の増額での計上となっています。また、固定資産税は116万円の増額で見込んでおります。地方交付税は、平成31年度地方財政計画では、全国ベースで16兆2,000億円が確保されており、前年比プラス1.1%となっています。

しかし、当町の基準財政需要額では、算入終了による公債費の減額、また、交付税検査の結果、錯誤分として6,000万円の減額があることから、前年比マイナス2.5%、約2,900万円の減額で計上しました。

さらに、平成31年度の税制改正による消費税率の引き上げに伴い、自動車取得税が10月から廃止され、その一方で、自動車税に環境性能割が創設されるため、自動車取得税交付金を828万円減額し、新たに自動車税環境性能割交付金274万円を見込みました。

また、森林環境譲与税が創設されることとなりましたが、算定基準が未確定のため、今回の当初予算では科目設定のみの1,000円を計上しています。

繰入金につきましては、役場庁舎整備事業に充てるため、庁舎建設基金からの繰り入れなどを計上し、1億7,607万円の増額となっています。

町債につきましては、庁舎整備事業費の減額や都市再生整備計画事業の完了から2億9,420万円の減額となっています。

次に、歳出の主な事業については、総務費で、役場庁舎整備経費として1億

9,744万円を計上しました。計画の最終年度となり、旧庁舎の解体工事、電気自動車の急速充電設備工事、来客者用の喫煙所施設設置工事を予定しています。

電気自動車の急速充電設備工事に関しては、役場保有の電気自動車は、現在1台のみですが、新たな充電設備は2台分であり、常時、最低1台、役場保有車が利用していない場合は2台分とも、町内外の皆さんにお使いいただけるようになります。急速充電設備の整備により、御代田町への来訪者の増加を期待しております。

保健衛生費では、佐久広域連合が行う佐久医療センターに対する運営費補助金に関して、佐久広域連合を構成する11市町村からの負担金として、当町分の第3次医療負担金1,078万円を計上しました。当初計画では、平成28年度から3年間であった補助期間を、さらに3年間延長するものです。

土木費は、道路及び橋梁の修繕事業として、社会資本整備総合交付金事業1億2,644万円の計上や、町単独の道路新設改良事業では8,470万円を計上しました。御代田駅大林線、雪窓向原線の道路修繕や、入向原線、大谷地地区11号線、六反1号線の道路改良などを予定しています。

このほか、老朽化による井戸沢最終処分場のペットボトル減容機の購入、北小学校及びやまゆり体育館の床の改修工事など、維持管理に係る備品購入費や工事請負費をお願いしました。

特別会計については、9つの特別会計の総額が36億7,902万円となり、前年に比べ8,095万円の減額、2.2%の減少となっています。

国民健康保険事業勘定特別会計では、保険給付費の減により1,432万円の減額、介護保険事業勘定特別会計は、介護給付費の増から2,160万円の増額となりました。

公共下水道事業特別会計は、平成30年度に処理場の耐震化、長寿命化工事などが完了したため、9,672万円と大きな減額となっています。

また、公営企業会計であります御代田小沼水道事業会計は、平成30年度に遠方監視装置システムの設置工事が完了したため減額となっています。

次に、平成30年度補正予算案7件の主な内容につきまして、一般会計補正予算案（第6号）は、過日の全員協議会で御説明しましたとおり、「ハートピアみよた」の公共施設等適正管理推進事業債3,910万円を計上しています。県・国への借り入れ申し込み期限に間に合わせる必要がありますので、本日の採決をお願い

いたします。

平成30年度一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出総額に、それぞれ4,243万円を増額し、合計68億9,725万円とするものです。

主な歳入の内容は、実績をもとに、法人町民税を1億1,750万円増額し、子どものための教育、保育給付負担金の国・県負担金を1,382万円、役場庁舎整備基金からの繰入金を2,110万円減額しました。

また、12月の議会で採決をいただきました学校施設等整備事業債は、補助対象以外の経費が起債対象外となったことから5,400万円減額しています。このほか、事業費の確定及び現時点における見込みによる国・県の支出金や町債の増減、繰越金の増額などを計上しています。

主な歳出の内容は、公用車車庫等などの建設工事の完了に伴い、庁舎建設工事費を2,830万円減額し、公定価格等の決定による私立保育園委託料を1,612万円の増額。10月に予定されている消費税の増税に伴い、住民税非課税者と2歳以下の子どもがいる世帯を対象としたプレミアム付商品券事業で123万円の増額をお願いしました。

また、建設予定地での融雪剤倉庫作業所の建設を断念したことにより、関係経費3,852万円の減額を計上しました。そのほか、事業費の確定に伴う減額、予備費の増額などを計上しています。

特別会計の補正予算につきましては、小沼地区財産管理特別会計など5会計において、事業費の確定等により、合計1,285万円の減額補正を計上し、公営企業会計の御代田小沼水道事業会計は、人事異動による職員人件費を計上いたしました。

報告事項の1件につきましては、平成31年度御代田町土地開発公社の事業計画と予算の報告です。やまゆり工業団地の未整備部分についての造成工事費として1,300万円を計上し、2月5日に開催された理事会の議決を得ています。

以上、概要申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議をいただき、原案どおりの御採決をいただきますようお願いを申し上げて、平成31年第1回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 続いて、茂木教育長より発言を求められておりますので、これを許可します。

茂木教育長。

(教育長 茂木伸一君 登壇)

○教育長(茂木伸一君) 昨年12月21日より教育長を拝命しております茂木伸一と申します。就任してから初の議会ということで、御挨拶の機会を設けていただきましたことに感謝申し上げます。

広報にも書かせていただきましたが、長い間、私、学校現場に奉職していたものですから、学校がいかにか保護者、地域の皆様、町当局や県のお支えによって成り立っているか痛感しております。そのことへの御恩返しの思いもあり、精一杯努めさせていただく所存でございます。と同時に、図書館、博物館、社会、体育等を含めた生涯学習にかかわる分野も充実発展できるよう、私自身の視野が狭くならないように、自分自身を戒めていきたいと存じます。

さて、町が目指す教育の方向について、私なりの考えを若干述べさせていただきます。一般質問の中で、教育にかかわる非常に重要な質問をいただいております、その中身とセットで受けとめていただけるとありがたく存じます。

御代田町では、第5次御代田町長期振興計画におきまして、生きる力を備えた人間力豊かな子どもの育成を目指し、平成28年度より、さまざまな教育施策に取り組んでおります。この方向は、平成29年度に告示された学習指導要領に示された内容と合致するものであり、その完全実施が来年(2020年)4月1日からであることを考えますと、町が目指した方向の確かさに敬服の念を禁じ得ません。

私も子ども普及を大事に考えたいと存じます。

この目標を達成するために重要な役割を果たす学校は、子どもたちの学力と成長を保障する役割を担っていると考えます。即ち、子どもたちがみずからの将来を切り開いていくための礎となる学力保障、そして思いやりや優しさに溢れた豊かな心と体とを健全に発達させるための成長保障、この2つの視点を大事にしていきたいと思っております。

長期振興計画でも、小中学校の共通重点として、学力向上、体力向上、体制の育成の3つを設けております。学力保障向上のためには、さまざまな考えがございますが、子どもたちが最も長い時間を過ごす学校での授業の充実、質的向上が欠かせません。

今年度、教育委員会では、授業づくり、学級づくりのエキスパートとして、経験

豊かな指導主事を派遣し、先生方、子どもたちとともに改善に取り組んでおります。

また、保護者、地域の皆様がかかわり、お育ていただいているのは、御代田に住み、御代田で学んでいる子どもたちでございます。御代田町は、自然に恵まれ優れた文化、歴史を有し、産業が豊かで活力があり、町に住む人々や働く人々から、さまざまなことを学べる宝庫であると思っております。

これを生かさない手はございません。できれば、「御代田学」と称して、総合的な学習の時間や生活化、その他の教科等でも御代田のことを広く深く学び、御代田を愛する子どもを育てることも、人間力の大切な資質だと考えております。そのためには、もちろん学校のみでなく、保護者、地域の皆様と、深く幅広く連携することが求められます。

現在、これまで御代田町が大事にしてきた子育て10カ条や家庭生活の手引き等の改善を学校やPTA、教育員の皆様の力をお借りして進めておりますが、掲げただけのスローガンにせず、いかに各家庭、地域で意識して取り組んでいただけるかを模索していきたいと存じます。

新たに就任された小園町長のお考えもよくお聞きしながら、家庭地域で大切にされ、学校で学力を身に付けるとともに、健康な体、健全な心を有し、自立した社会人として誇りを持って行動できる、そんな御代田町の未来を担う子どもたちの育成のために、まず足元からできることから進めようと思います。どうか御協力いただければ幸いです。

もとより微力でございますが、町民の皆様の御指導と御協力をいただき、町の行政のために誠心誠意努める所存でございます。よろしく願いいたします。貴重な時間をありがとうございました。

○議長（小井土哲雄君） これより、議案を上程します。

―――日程第5 議案第1号 専決処分事項の報告について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第5 議案第1号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） おはようございます。それでは皆様、議案書4ページをお願いいたします。

議案第1号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

5ページをお願いいたします。

専第1号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について（平成23年9月12日議決）第1項の規定により、保健センターでの転倒事故に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成30年12月26日 専決

御代田町長 小園拓志

事故発生日時でございますが、平成30年10月3日 午後1時40分ごろ。

事故発生場所は、御代田町保健センター玄関内でございます。

事故の概要といたしましては、被害者が基本健康診査の受診のため保健センターを訪れた際、玄関上り口の段差につまずき、左手を突く形で転倒されました。町職員が同行しまして、かかりつけ医の総合病院を受診し、左手首の骨折が判明、ギブス固定を行いました。11月20日に治癒するまで計5回通院をいたしました。

平成30年10月16日に相手との示談が成立し、本事故は保健センター内で発生したため、過失割合を町10割とし損害賠償責任事故となりました。現在被害者は、骨折部位の痛みもなく、以前同様の生活を送られております。

損害賠償額でございますが、4,130円、これは治療費です。うち、医療施設賠償責任保険としまして、4,130円でございます。

この事故を受けましての対応としましては、段差に黄色や緑のテープを張りまして、目立つようにして注意喚起を行っております。その後、転倒事故の発生はしておりません。

以上、事故報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第6 議案第2号 専決処分事項の報告について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第6 議案第2号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

黒岩消防課長。

(消防課長 黒岩 亨君 登壇)

○消防課長(黒岩 亨君) おはようございます。議案第2号について説明いたします。

議案書の6ページを御覧願います。

議案第2号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

7ページを御覧願います。

専第2号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について、第1項の規定により、児玉地区消火栓鉄蓋(鉄のふた)による車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成31年1月30日 専決

御代田町長 小園拓志

事故の発生日時、平成30年11月6日正午ごろ。

事故発生場所は、御代田町大字御代田、児玉地区にあります(県道仮宿小諸線)佐久水道企業団公設消火栓の設置場所でございます。

事故の概要でございますが、説明の日時、場所におきまして、走行中の当該車両が御代田町消防団が管理します路面に設置された地下式消火栓の鉄のふたがずれて、一部が浮き上がった状態に気づき避けようとしたのですが、左後輪がそのふたに接触

し、タイヤをパンクさせたものでございます。

鉄のふたがずれた原因につきましては、消防団員が消火栓を点検した際に、冬季凍結による解放困難な状況を防ぐ目的で、鉄のふたの下にビニール製の肥料袋を挟み込んでおいたことにより、鉄のふたの収まりが悪くなり、複数車両がその上を通過したことにより、さらにずれた状態になったと推測されます。

損害賠償額でございますが、タイヤの修理費 7,506 円のうち、過失割合を町 8 割とした物損事故扱いで相手方との示談が成立し、町過失割合分の 6,005 円を全国町村会総合賠償保障保険で対応させていただきました。

以上のとおり報告し、事案発生についてお詫びを申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます、これをもって専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第 7 議案第 3 号 豊昇地区世代間交流センターの指定管理者の指定

について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 7 議案第 3 号 豊昇地区世代間交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書 8 ページをお願いいたします。

議案第 3 号 豊昇地区世代間交流センターの指定管理者の指定について。

下記の者を豊昇地区世代間交流センターの指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称、豊昇地区世代間交流センター。

施設の所在、御代田町大字豊昇 1 0 9 1 番地 1。

指定管理者の候補者、豊昇区。

指定管理期間、平成 3 1 年（2 0 1 9 年）4 月 1 日から平成 3 6 年（2 0 2 4 年）

3月31日までの5年間でございます。

指定管理者の候補者の選定につきましては、現在の管理者である豊昇区は、指定管理期間において、特に問題もなく適切に管理を行っております。施設の性格上、豊昇区において管理することで事務効果が期待できるため、継続して候補者を選定いたします。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第3号 豊昇地区世代間交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第8 議案第4号 三ツ谷地区世代間交流センターの指定管理期間の

変更について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第8 議案第4号 三ツ谷地区世代間交流センターの指定管理期間の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書9ページをお願いいたします。

議案第4号 二ツ谷地区世代間交流センターの指定管理期間の変更について。

三ツ谷地区世代間交流センターの指定管理期間について、御代田町世代間交流施設設備及び管理に関する条例第5条の規定に基づいた指定管理期間に変更したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第5条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称でございますが、三ツ谷地区世代間交流センター。

施設の所在は、御代田町大字馬瀬口2039番地2。

指定管理者、三ツ谷区。

指定管理期間でございますけれども、変更前でございますが、平成27年1月1日から平成31年12月31日まで（5年間3月）。

変更後でございますが、平成27年（2015年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日まで（5年間）ということでございます。

御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例第5条では、指定管理期間について指定を受けた日の属する年度の、翌年度の4月1日から起算して5年と定められています。このため、指定管理の期間を変更します。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第4号 三ツ谷地区世代間交流センターの指定管理期間の変更については、原案のとおり決しました。

―――日程第9 議案第5号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第9 議案第5号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀町民課長。

（町民課長 内堀淳志君 登壇）

○町民課長（内堀淳志君） それでは、議案書10ページを御覧いただきたいと思っております。

議案第5号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、別紙のとおり戸籍に係る電子情報処理組織の事務を南牧村に委託することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

こちらの議案につきましては、現在、戸籍システムサーバーは庁舎内に設置されており、万一のデータのバックアップや時間外のシステムメンテナンス等の作業を行っております。

平成29年度の佐久地域定住自立圏情報部会において、戸籍システムの共同化について提案がございました。経費の削減と事務作業の省力化が図られることから、当町も参加意向を表明し、圏域を構成する11市町村に東御市を加え、全12市町村で共同化していくこととなりました。

現在、31年――本年ですが、11月1日稼働に向けて手続を進めているところでございます。

稼働後は、法令等で定められている業務の一部などについて、戸籍システムサーバーを設置する南牧村で事務処理を行ってもらうわけですけれども、そのためには地方自治法に基づき規約を定め、それぞれの市町村が南牧村との間で事務委託の契約を締結する必要があります。このため、事務委託に関する規約を今回定めるものでございます。

それでは、次の11ページをご覧いただきたいと思えます。

戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約（案）でございます。

第1条で委託事務の範囲を、第2条で管理及び執行の方法について、第3条で経費の負担等を、第4条で連絡会議の開催について、第5条で補則を定めております。

施行日ですけれども、システムが稼働することとなる11月1日から施行をしてみたいと考えております。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第10 議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第10 議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の12ページをご覧ください。

議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

本議案につきましては、平成30年度の長野県人事委員会勧告に準じて、改正の施行日ごとに2条建てとし、一般職の給与条例を一部改正するものでございます。

議案書の13ページにございます、第1条は、給料表については、昨年4月1日から遡及適用し、勤勉手当については、昨年12月1日から遡及適用するものです。

議案書18ページになります。新旧対照表をご覧ください。

第30条第1項第1号は、昨年12月1日の基準日からそれぞれ在職している職員の勤勉手当の率を「100分の90」から「100分の95」、「100分の110」から「100分115」などのように、0.05月引き上げるものです。

同条同項第2号につきましては、再任用職員の勤勉手当の率を同じく0.05月引き上げるものでございます。

現在、当町に再任用職員はおりませんが、将来置くこととなった場合に備えておくものでございます。

議案書19ページから26ページまでの新旧対照表につきましては、給料表の全ての号俸について長野県人事委員会勧告に準じ、1,000円から2,100円の引き上げとなっており、平均月額で1,534円、0.51%引き上げるものでござい

ます。

議案書の27ページをご覧くださいまして、こちらの新旧対照表は第2条の関係でございます。

本年4月1日から施行となるもので、平成31年度以降の期末手当、第27条ですが、こちらについて6月期分につきましては、0.075月引き上げまして、12月期は逆に同率の0.075月引き下げ、両期を同じ月数とするように調整するものでございます。

また、勤勉手当、第30条のほうですが、こちらも同様に6月期を0.025月引き上げ、12月期は同率の0.025月引き下げ、両期を同じ月数とするように調整するもので、期末手当、勤勉手当とも年間支給率の増減はございません。

附則につきましては、それぞれ改正後の施行日及び遡及適用日などを定めております。

給料表の引き上げによる増額分につきましては、職員一般職全体で257万7,000円、勤勉手当の引き上げによる増額分は、職員全体で293万8,000円と見込んでおります。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。

（午前10時59分）

（休 憩）

（午前11時10分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第11 議案第7号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に

関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第11 議案第7号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長(荻原 浩君) 議案書の29ページをご覧ください。

議案第7号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

本議案につきましても、先ほどと同様、平成30年度の長野県人事委員会勧告に準じて改正の施行日、適用日ごとに2条建てとし、常勤、特別職の給与条例の一部改正するものです。

議案書30ページをご覧ください。

第1条は、常勤特別職の期末手当について、昨年12月1日から遡及適用となるもので、議案書31ページの新旧対照表のとおり、昨年12月期の期末手当を0.05月引き上げるものです。

同じく、議案書30ページの第2条は、常勤特別職の期末手当について、本年4月1日から施行となるもので、議案書32ページですが、新旧対照表のとおり、平成31年以降の6月期の期末手当を0.100月引き上げ、12月期の期末手当は同率の0.100月引き下げて両期を同じ月数1.675月とするよう調整するもので、年間支給率の増減はございません。

附則につきましても、それぞれ改正後の施行日及び遡及適用日を定めております。

この引き上げによる増額分は、現在、今年度副町長が不在ですので、町長と教育長で8万8,000円の増加と見込んでおります。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長(小井土哲雄君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――日程第12 議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に

関する条例の一部を改正する条例案について――

○議長（小井土哲雄君） 日程第12 議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の33ページをご覧ください。

議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

本議案につきましても、先ほどと同様、平成30年度の長野県人事委員会勧告に準じて、改正の施行日、適用日ごとに2条建てとし、議会議員の報酬等の条例を一部改正するものです。

議案書34ページをご覧ください。

第1条は、議会議員の期末手当について、昨年12月1日から遡及適用となるもので、議案書35ページの新旧対照表のとおり、昨年12月期の期末手当を0.05月引き上げるものです。

議案書34ページの第2条につきましては、議会議員の期末手当について、本年4月1日から施行となるもので、議案書36ページをご覧ください。こちらの新旧対照表のとおり、本年6月期の期末手当を0.100月引き上げ、12月期の期末手当は同率の0.100月引き下げまして、両期を同じ月数1.675月とするよう調整するものです。年間支給率の増減はございません。

附則につきましては、それぞれ改正後の施行日及び遡及適用日を定めております。

本一部改正によりまして、引き上げによる増額分につきましては、議員14名で20万3,000円の増加と見込んでいるところでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 13 議案第 9 号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 13 議案第 9 号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の 37 ページをご覧ください。

議案第 9 号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

平成 31 年 3 月 6 日 提出

御代田町長 小園拓志

本議案につきましては、産業経済課耕地林務係における林地台帳システムの導入に伴いまして、新たに林地台帳の閲覧または写しの交付に係る手数料として、住民票ですとか税の諸証明と同様に、1 件当たり 300 円を徴収することとするものでございます。

議案書 38 ページにつきましては、改め文でございます。

議案書 39 ページの新旧対照表のとおり、第 2 条、手数料及び金額の第 43 号として、産業経済課が所管しております第 42 号地籍調査成果交付手数料の次の号になりますが、その次に加えまして、その以下を 1 号ずつ繰り下げるものでございます。

附則としまして、公布の日から施行し、本年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第10号 御代田町滞在型農園施設基金の設置、管理及び

処分に関する条例の制定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第14 議案第10号 御代田町滞在型農園施設基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） それでは、議案書の40ページをご覧ください。

議案第10号 御代田町滞在型農園施設基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

この条例案の制定理由としましては、町長の挨拶にもございましたように、将来における御代田町滞在型農園施設の大規模修繕等に備え、財源を確保する必要があることから積み立てを行うために基金を設置するものでございます。

次の41ページをご覧ください。

第1条は、設置目的でございます。いわゆる「信州みよたラインガルテン大星の杜・面替」の維持管理等の財源に充てるため、基金を設置するものでございます。

第2条は、積み立てとして、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の収支差額で定めます。

第4条につきましては、運用益金の処理としまして、基金の運用から生ずる収益は一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとします。

第5条は、処分に関するものでございますが、基金は施設の維持管理等の財源に充てる場合に予算の定めるところにより、その全部または一部を処分できるものとします。

附則としまして、この条例は公布の日から施行します。

本基金額につきましては、平成28年から30年度までの収支合計額としまして、449万3,190円を今回の補正で計上しております。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 15 議案第 11 号 御代田町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第 15 議案第 11 号 御代田町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 42 ページをお願いいたします。

議案第 11 号 御代田町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案について。

御代田町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出いたします。

平成 31 年 3 月 6 日 提出

御代田町長 小園拓志

制定理由でございます。

学校教育法の一部を改正する法律の施行により、平成 31 年度から新たな教育機関として専門職大学が創設されます。また、技術士施行規則の一部を改正する省令の公布を受けまして、これに関連する水道法施行令及び施行規則の一部が改正されたことに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件並びに技術士法上下水道部門の第 2 次試験の選択科目を見直したことにより、関係条例について改正を行うものでございます。

まず、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件でございます。専門職大学の前期課程の修了した者を短期大学の卒業者と同等に扱うものでございます。

また、技術士法については、上下水道部門の選択科目の水道環境を上下水道及び工業用水道に統合いたします。

以上の理由により、関係条例について改正を行うものでございます。

次の４４ページの新旧対照表をご覧ください。

第３条第３号中、短期大学の後に「同法による専門職大学の前期課程を含む」を、卒業した後の次に「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後」を加え、同法第３第８号中、「又は水道環境」を削る。

第４条第２号中、卒業した後の次に「学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後」を、同項第３号に規定する学校を卒業した者の次に「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者」を加え、同条第４号中、卒業したの次に「当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む」を、同項第３号に規定する学校を卒業した者の次に「専門職大学前期課程の修了した者を含む。次号において同じ」を加える。

附則といたしまして、施行期日は、平成３１年４月１日から、経過措置といたしまして、技術士法第２次試験について経過措置を設けております。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第１６ 議案第１２号 平成３１年度御代田町一般会計予算案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第１６ 議案第１２号 平成３１年度御代田町一般会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の４６ページをお開きください。

議案第１２号 平成３１年度御代田町一般会計予算案について。

地方自治法第２１１条第１項の規定により、平成３１年度御代田町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

別冊当初予算書の1ページをお開きください。

平成31年度御代田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億1,660万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、15億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料・職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次の2ページから7ページまでの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、本日配付をさせていただきました資料番号1で御説明をさせていただきます。

平成31年度一般会計は、前年に比べまして9,983万2,000円、1.7%の減少となっております。減少の要因ですが、30年度で計画期間が終了します都市再生整備計画事業費の減によるものでございます。

初めに、歳入になります。

款 1、町税であります。こちら全体で 22 億 9,497 万 1,000 円ということで、前年に比べまして 5,920 万 5,000 円、2.6% 増加となっております。

初めに、町民税は 9 億 4,530 万 8,000 円でございます。個人町民税で 7 億 4,527 万 5,000 円ということで、約 1,500 万円の増となっております。法人町民税は、2 億 3 万 3,000 円ということで、約 5,000 万円増額で計上させていただきます。

続きまして、固定資産税でございます。10 億 8,325 万 8,000 円ということで、土地分で 3 億円、家屋で 5 億 399 万 2,000 円、償却資産で 2 億 8,934 万円を計上させていただきました。

このほかに新築 2 分の 1 の軽減措置、扶助による減免等により減額をさせて計上させていただきます、計上をさせていただきます。

続きまして、款 3、軽自動車税 5,357 万 3,000 円でございます。これまでの軽自動車税といたしまして 5,357 万 2,000 円の計上、これにあわせて、本年 10 月から自動車重量税が廃止されまして、かわりまして環境性能割分が新設をされます。そちら 1,000 円の科目設定を計上させていただきました。

町たばこ税は 9,887 万 9,000 円ということで、こちらは禁煙傾向高まっております、894 万 1,000 円の減とさせていただきます。

続きまして、地方譲与税であります。地方揮発油譲与税、自動車重量税につきましては、県の収入見込み等からそれぞれ計上させていただきます。

森林環境譲与税でございますが、こちらは 1,000 円の科目設定させていただきます。平成 36 年度から国民 1 人当たり年額 1,000 円を国税として課税をされる予定になっております。こちらの税から森林環境譲与税ということで前倒しをしまして、本年から譲与税として交付されるようなことになっております。

款 3、利子割交付金から款 7 のゴルフ場利用税交付金につきましては、こちら県の収入見込みからそれぞれ計上をさせていただきます。

款 8、自動車取得税交付金であります。自動車取得税交付金としまして 742 万円でございます。先ほど申し上げましたとおり、10 月から消費税増税ということの中で廃止をしております。828 万円の減額で計上です。

また、項 2 の自動車税環境性能割交付金、こちらは新たに自動車取得税にかわりまして課税がされるものです。274 万円を見込んでございます。

款 9、地方特例交付金 1,230 万円でございます。こちらは平成 30 年度の当町の収入見込みから同額を計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。

款 10、地方交付税、こちらは 11 億 5,080 万円で計上です。普通交付税は 10 億 7,080 万円で、前年に比べまして 2,920 万円の減でございます。この中の減の要因としまして、平成 30 年度交付税検査が県の市町村課によりまして実施をされました。その結果、錯誤額として約 6,000 万円のマイナスの検査結果となっております。この交付税検査の結果について少々御説明をさせていただきます。

本年度実施をされました交付税検査錯誤額 6,000 万円出たということですが、こちらは桜ヶ丘団地の町営住宅建て替え事業、平成 5 年から 14 年度にかけ現在の 1 号棟から 7 号棟を建築したところでございます。

この建て替えでは公営住宅家賃対策補助事業ということで、国の補助の対象になった事業でございます。この補助事業につきましては、整備した住宅と同程度の住宅が徴することのできる家賃額と、実際の入居者から徴することになる家賃額、その差額の一部について国から補助金を受けることのできるという制度で、建築から 10 年間は補助の対象となっておりました。

途中、平成 18 年度に国の三位一体の改革によりまして、補助金から普通交付税による措置に変更されまして、町では毎年度、普通交付税の算定によりまして建設水道課から必要な基礎数値を県に対して報告をしております。

今回の普通交付税の錯誤につきましては、補助及び普通交付税の対象となる期間が 10 年間でありまして、最長の住宅で平成 23 年度までが対象期間であったところ、平成 24 年度から 29 年度までの毎年度普通交付税の算定対象として基礎数値を報告していたことが起因となっております。

このうち、26 年度から 29 年度までの 4 年度分につきましては、来年度の算定から 6,000 万円控除されるという見込みとなっております。こちら 1,500 万円の 4 年分という状況でございます。

県では、本年度の報告時点でこの誤りを把握しまして、当町を含む県下 10 市町村において錯誤措置の必要が生じたものでございます。

今後、企画財政課を通らずに報告されます数値につきましても、課内、数値を把

握しまして、誤りがないよう二重、三重のチェックをしまいたいと考えております。よろしくお願いたします。

続きまして、資料の上から2番目になります、交通安全対策特別交付金、こちら160万円で計上をさせていただきます。

款12、分担金及び負担金、項1、負担金8,393万5,000円でございます。老人保護施設の入所負担金あるいは保育料の負担金等を計上させていただきます。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料6,532万4,000円でございます。町営住宅の使用料、社会教育施設等の使用料、こちらの計上となっております。

項2の手数料971万7,000円でございますが、税務諸証明の閲覧手数料あるいは戸籍住民謄本・抄本等の交付手数料として計上をさせていただきました。

款14、国庫支出金、項1、国庫負担金3億5,607万9,000円でございます。障害者の自立支援給付費の負担金や児童手当の負担金といったもので、国が負担すべき額ということで交付をいただいている経費であります。

項2の国庫補助金8,769万9,000円でございます。子ども・子育て支援交付金あるいは建設水道課で行います道路・橋梁の修繕事業に充てます社会資本整備総合交付金、こちらの計上をさせていただきました。

款3、委託料1,351万2,000円でございます。本年度選挙としまして参議院議員の通常選挙がございます。その委託金としまして897万7,000円などを計上してございます。

款15、県支出金、項1、県負担金では、1億9,837万4,000円でございます。障害者自立支援給付の負担金と先ほどの国の負担金に対しまして、こちら県が負担すべき金額計上をしております。

項2、県補助金9,209万4,000円でございます。県事業で行っております障害者（児）の医療費の補助金、乳幼児医療費の補助金などを計上させていただきます。

項3、委託金3,581万6,000円でございます。こちらは、県民税の徴収取扱交付金としまして2,687万1,000円の計上のほか、長野県議会議員選挙予定をされております、その委託金としまして498万6,000円計上をいたしております。

款 16 の財産収入、項 1、財産運用収入でございます。567 万 8,000 円でありまして、町有地の貸付料あるいは財政調整基金等の基金の預金利子等の計上であります。財産売り払い収入 100 万 5,000 円でございます、土地の売り払い収入や教育委員会の発行図書等の売上げの収入でございます。

款 17、寄附金は 7,150 万 2,000 円でございます、ふるさと納税寄附金、こちら前年と同額 6,500 万円、フォトフェスティバルの寄附金としまして 650 万円を計上いたしました。

款 18、繰入金の項 1、基金繰入金になります。5 億 696 万 8,000 円で、前年に比べまして 1 億 7,600 万ほど増となっております。役場庁舎の整備基金で 1 億 770 万円ほど、財政調整基金では 5,780 万円ほど増額で計上となっております。

款 19、繰越金は 7,000 万円でございます。前年に比べまして 2,000 万円増額で計上いたしました。

3 ページ、お願いします。

款 20、諸収入、項 1、延滞金加算金及び過料ということで、120 万 2,000 円でございますが、町税等の延滞金を計上でございます。

項 2、町預金利子 6 万円につきましては、町で管理します歳計現金の預金利子ということで 6 万円の計上です。

貸付金元利収入 461 万円につきましては、過去に貸し付けを行いました奨学金の返還金としまして 456 万円計上となっております。

項 4、雑入では 6,890 万 8,000 円でございます、市町村振興宝くじの交付金で 513 万円、あと、ごみ袋の売り払い収入等の経費をここで計上させていただきました。

款 21、町債では 2 億 9,450 万円で、昨年にならば 50% の減ということで、2 億 9,420 万円の減となっております。

庁舎の建設に充てました公共施設等適正管理推進事業債が 9,660 万円の減、また都市再生整備計画事業に充てた公共事業等債 1 億 4,190 万円ほど減となっております。歳入合計につきましては、58 億 1,660 万 5,000 円となっております。

次に、歳出になります。4 ページ、お願いいたします。

議会費では、8,704万4,000円でございます。議員報酬や共済会の負担金等計上でございます。

款2、総務費、項1の総務管理費では、8億4,188万6,000円でございます。主なもの役場庁舎の整備事業経費1億9,744万8,000円でございます。こちら旧庁舎の解体工事、電気自動車の充電設備の設置工事、また来客用の喫煙所の設置工事等計画をしております。

そのほか、しなの鉄道の車両更新事業としまして1,063万5,000円ということで、しなの鉄道の車両更新8年計画で31年度より実施をするところでございます。

項2、徴税費は1億1,327万4,000円でございます。昨年に比べまして590万6,000円の増となっておりますが、こちら平成33年度評価替に向けた土地鑑定の委託料、こちらが増になってございます。

項3の戸籍住民基本台帳費4,415万2,000円でございますが、前年に比べまして799万9,000円の増となっております。戸籍システムの共同化による備品購入費、こちらが777万8,000円ほど増となっております。こちら先ほど町民課長より説明がございましたが、戸籍システム共同化ということで、佐久地域の市町村、また東御市を加えました12市町村で戸籍システムを本年11月から共同化するもので、5年間での事業費が405万円ほど削減が図られるということで、本年度から計上をさせていただいております。

項4、選挙費は1,484万2,000円ということで、収入で申し上げたとおり、県議会議員、参議院の通常選挙、こちらの実施されます経費を計上しております。

統計調査費では、農林業センサスあるいは全国消費実態調査経費等の計上で338万8,000円でございます。

監査委員費は、昨年と同額84万4,000円を計上してございます。

款3、民生費、項1の社会福祉費8億1,885万円ということで、障害者自立支援給付費1億4,400万円ほど、また後期高齢者医療の給付費負担金としまして、町の負担分1億1,770万円ほど計上をしております。

児童福祉費は8億1,533万7,000円ということで、こちら、こども医療費3,900万円ほど、また私立保育園の保育委託料としまして1億2,480万円、私立幼稚園の就園奨励費の補助金2,320万円ほどが主な項目となっております。

す。

款4、衛生費、項1、保健衛生費は、1億6,725万円でございます。佐久広域の第3次医療の負担金として1,078万8,000円を計上いたしました。こちら町長の招集挨拶がありましたとおり、佐久医療センターの運営費の補助ということで、31年度から3年間、さらに延長をするようなことで決定をしております。

項2、清掃費3億4,949万円ございまして、こちら6,440万円ほど増と大きく伸びております。増の要因ですが、工事が本格化しております新クリーンセンターの整備負担金で3,670万円ほど増となっております。このほか井戸沢の最終処分場内の作業委託料2,650万円ほど、また、増加傾向にございます一般廃棄物の処理委託料、可燃物の処理の委託になりますが、9,280万円ほど計上をしているところでございます。

款5、労働費では、108万6,000円ということで、広域勤労者互助会の負担金あるいは佐久高等職業訓練校の補助金等を計上しております。

款6、農林水産業費、項1、農業費では、8,090万5,000円でございます。農業次世代人材投資資金としまして450万円、中山間地域の直接支払交付金としまして640万円ほど主な事業、計上してございます。

項2、林業費1,306万8,000円でございます。有害鳥獣の駆除報償金あるいは松くい虫防除対策の委託料等の経費、計上でございます。

項3、農地費9,871万3,000円ございまして、農業競争強化基盤整備事業1,000万円、あるいは農山漁村基盤整備促進事業としまして2,160万円ということで塩野の抜井地区、また児玉雨池地区の用排水路の改修事業経費、計上してございます。

款7、商工費では9,345万1,000円ということで、工業振興奨励補助金4,627万円、あるいは龍神まつりの補助金としまして700万円計上でございます。

5ページ、お願いいたします。

款8の土木費、項1、土木管理費3,270万3,000円、こちらは図根点の復元測量委託料あるいは気象モニタリングシステム使用料等の経費計上でございます。

項2、道路橋梁費は2億9,767万3,000円ということで、1億3,000万ほど大きく減となっております。こちら先ほど申し上げましたとおり、都市再生整

備計画事業費が1億8,000万ほど減になっているということで大きく減少となっております。

社会資本整備総合交付金事業で1億1,590万ほど、また町単独の道路新設改良費で8,470万円等計上をしております。

項3の河川費ですが、こちら昨年と同程度331万2,000円で、河川の維持管理経費計上をしております。

続いて、項4、都市計画費2億7,746万7,000円をございまして、住宅耐震化の改修補助金100万円、または公園管理委託ということで1,390万円ほど計上しております。

項5、住宅費1,613万円9,000円ということで、主なものとしますと、町営住宅の修繕工事として605万1,000円ですが、桜ヶ丘団地の非常用の避難ハッチ、これ更新を隔年で実施をしております。その経費の計上をしております。

款9、消防費は2億7,873万円をございまして、消防団の可搬ポンプの購入費で450万円、また、西軽地区で防災行政無線の子局を移設する必要が出てきております、658万ほど計上をしております。

款10、教育費、項1、教育総務費は4,538万7,000円ということで、ステップアップスクール等の講師謝礼、また、小学校の英語体験学習の講師賃金等を計上しております。

項2の小学校費7,408万5,000円をございまして、小学校における維持管理費等の経費を計上しております。臨時職員の賃金、北小、南小それぞれ1,000万円ほど、備品購入等計上をしております。

中学校費は6,132万円をございまして、こちら中学校に係る維持管理経費等の計上をしております。臨時職員賃金あるいは生徒の自動車借上料ということで、バス等の借り上げで330万円計上をしております。

項4、社会教育費1億4,699万円をございまして。こちら博物館の企画展の展示委託料としまして566万8,000円、また分館の補助あるいは図書館の購入費等計上をしております。

項5、保健体育費では5,023万6,000円ということでございまして。社会体育施設の管理委託料、また、やまゆり体育館の床の改修工事ということで495万円を計上しております。

項 6、学校給食費では、職員の人件費のほか臨時職員の賃金、また給食を運ぶ配送車運転業務の委託料等 8,061 万 2,000 円の計上となっております。

款 1 1 災害復旧費では、農林水産業施設また公共土木施設の災害復旧費としまして、それぞれ前年並みの計上でございます。

款 1 2 公債費は 8 億 8,338 万 4,000 円の計上でございます。前年に比べまして 5,126 万円ほど減となっているということで、これまで借りてきた償還が大きく減少になっておりまして、30 年度が償還のピークであったというふうに考えております。

1 4 の予備費は、前年同様 2,000 万円の計上でございます。

予算書の 8 ページのほうにお戻りをお願いしたいかと思えます。

第 2 表 債務負担行為でございます。

事項としまして、個別施設計画の策定支援業務としまして、期間、平成 31 年度から 32 年度まで、限度額については 750 万円でございます。こちら、31 年度予算計上しました 695 万円と合計した 1,445 万円で事業実施をしたいということで計上をしております。

9 ページをお願いいたします。

第 3 表 地方債になります。

起債の目的としまして、以下の 3 項目の起債を予定しております。

まず、1 点目に農山漁村地域整備交付金事業あるいは社会資本整備総合交付金事業等の事業費に充てる公共事業等債、こちらを限度額 6,220 万円としております。また、町単独道路新設改良事業等に充てるため、公共施設等適正管理推進事業債 1,800 万円を計上しております。それと、交付税の折半ということで、臨時財政対策債 2 億 1,430 万円、合計 2 億 9,450 万円計上をしております。起債の方法については、証書借入または証券発行、利率につきましては年 4.0% 以内、償還の方法につきましては、政府資金につきましてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものといたします。ただし、町財政の都合によりまして、据置期間、償還期限を短縮しまして、繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるとしてございます。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

昼食のため休憩します。午後は、1時30分より再開します。

(午前 11時59分)

(休憩)

(午後 1時30分)

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

大井産業経済課長は所用のため欠席する旨の連絡があり、代理に内堀産業経済課長補佐が出席します。

質疑に入る前に、荻原企画財政課長より発言を求められていますので、これを許可します。

荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） お時間をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど平成31年度の一般会計当初予算の内容説明で、歳入のところで、私の説明が誤りがございましたので訂正をさせていただきます。

款1町税の項3軽自動車税のところで、本年10月から自動車重量税が廃止をされ、環境性能割分が新たに新設をされるという説明をさせていただきましたが、正しくは自動車取得税が廃止をされるものでございます。

訂正をして、おわび申し上げます。申しわけありませんでした。

○議長（小井土哲雄君） これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

荻原謙一議員。

(2番 荻原謙一君 登壇)

○2番（荻原謙一君） 議席番号2番、荻原謙一です。

3件の議案に対する質疑をいたします。

1件目ですが、平成31年度一般会計当初予算のページ69ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、地域型保育給付費2,548万9,000円については、30年度は当初予算に計上されていませんが、どのような内容のものなのか。

2件目、ページ86ページ、款4衛生費、項2清掃費、目1塵芥処理費、新クリーンセンター整備負担金5,236万7,000円が計上されているが、整備内容について説明を願いたい。

3 件目、ページ 1 0 5 ページ、款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 3 社会資本整備総合交付金事業費、橋梁修繕事業経費の調査測量設計委託料 1, 0 5 0 万円の内容について説明を願いたい。また、道路修繕事業経費のうち、工事請負費 7, 0 0 0 万円の工事実施路線はどこを予定しているのか。

以上、3 件を担当課長にお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀町民課長。

（町民課長 内堀淳志君 登壇）

○町民課長（内堀淳志君） それでは、お答えいたします。

まず、ページ 6 9 ページ、地域型保育給付費 2, 5 4 8 万 9, 0 0 0 円につきまして御説明をさせていただきます。

地域型保育給付費は、平成 3 0 年度から西軽井沢区に開設されました小規模保育所おひさまへの委託料となっております。平成 3 0 年度は、私立保育所保育委託料として合わせて計上しておりましたが、事務処理を明確にするために平成 3 1 年度は地域型保育給付費として項目を設けまして計上をしているところでございます。

平成 3 0 年度の支出についてですけれども、2 月末現在で 2, 5 5 2 万 4, 0 0 0 円を支出しているところでございます。

続きまして、ページ 8 6 ページ、新クリーンセンター整備負担金について御説明をさせていただきます。

新クリーンセンター整備負担金 5, 2 3 6 万 7, 0 0 0 円の内訳ですけれども、施設設置費 4, 8 6 7 万 8, 0 0 0 円と管理運営費 3 6 8 万 9, 0 0 0 円の合計となっております。施設設置費は構成市町村それぞれが実績割 9 0 % と均等割 1 0 % で算出されておりました。御代田町は構成市町村分担金の総額に対しまして 6. 8 9 % の分担となります。管理運営費は構成市町村の実質割 1 0 0 % で算出されておりました。構成市町村分担金総額に対しまして 4. 7 8 % の分担となっております。

平成 3 1 年度の佐久市・北佐久郡環境施設組合の事業費の歳出としましては、地域整備費 5 2 億 8 2 7 万 7, 0 0 0 円で、主なものは設備の建設工事費となりまして、5 1 億 1, 0 5 7 万 8, 0 0 0 円を計上をされております。

平成 3 0 年 1 2 月末で工事の進捗率は 1 3. 9 % となっております。平成 3 1 年度では、現在進めている工場棟の建物と焼却炉などが据えつけられますプラント工事にあわせ事務所等の建設工事にも着手していく予定でございます。3 1 年

12月末までの工事進捗率の予定につきましては、80.91%となる予定です。

組合費、運営費につきましても、事務費等人件費で7,575万4,000円となっております。そのうちの、先ほど言いました分担比率で計算されたものが今回計上させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 私のほうからは105ページの橋梁修繕事業経費の調査測量設計委託料1,050万円の内容について説明させていただきます。

橋梁修繕補修設計業務を31年度4橋予定しております。1つ目は、馬瀬口区の北側を流れる中宿用水というものがございます。用水の流末が繰矢川に合流し、その合流部の上流部に当たる用水をまたぐ同陸2号橋と、またその近くの針の木用水がありまして、この用水をまたぐ針木沢3号橋、3つ目は草越区の東側を流れる重ノ久保川をまたぐ草越1号橋、4つ目は清万区の浅間サンライン沿いを流れる濁川をまたぐ清万橋の4橋を予定しております。

工事につきましては、平成32年度以降の工事となりまして、平成30年度に1橋の補修工事が完了いたしますので、平成30年度末の整備率につきましては43橋が完了となり、整備率は77%となります。

続きまして、道路修繕事業経費のうちの工事請負費7,000万円の実施路線についてでございます。

こちらは、舗装の修繕工事を予定しております。平成26年度に実施しました路面性状調査の結果をもとに、特に路面の状態が悪く改築等を要すると判定された路線から選定しております。

1つ目は、向原公民館から御代田駅側に向かいまして、雪窓向原線の約320m、続いて御代田駅の駅前から龍神の杜公園までの御代田駅大林線の290mほど、続いて向原公民館から南側へ下る向原区内線の500m、馬瀬口地区内を東西に横断します十石馬瀬口線の550mの舗装修繕工事を予定しております。

ただ、交付金の事業でございますので、交付金の状況によっては舗装の状況や交通量などを加味して優先順位を決めて実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 以上で終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑のある方は、挙手を願います。

池田るみ議員。

（5番 池田るみ君 登壇）

○5番（池田るみ君） 議席番号5番、池田るみです。

5件について質疑いたします。

ページ数27ページ、款17寄附金、項1寄附金、目2指定寄附金、フォトフェス寄附金650万円とありますが、フォトフェスティバル経費に対する割合はどのくらいか。また、現在寄附をいただける企業は何件あって金額はどのくらいになっているか。

ページ数46ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、ふるさと納税特典事業委託料2,946万1,000円とあるが、ふるさと納税寄附金は昨年と同額の6,500万円に対し、委託料は昨年の予算3,717万4,000円より771万3,000円の減額となっているが、減とした理由は。

ページ数65ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費、はつらつサポーター運営補助金129万2,000円の詳細は。

ページ数119ページ、款10教育費、項2小学校費、目1北小学校管理費施設改良工事323万8,000円の工事内容は。

ページ数129ページ、款10教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費、複合文化施設修繕工事328万4,000円の工事内容は。

以上5件お願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、私からは、まず予算書の27ページの寄附金、指定寄附金、フォトフェスティバルの寄附金から寄附金の内容について御説明をさせていただきます。

今回650万円を計上をさせていただいてあるものにつきましては、それぞれ各企業からの協賛金ではなく、町と同額を負担いただきます株式会社アマナからの負担金分のみの650万円となっております。

それと、もう一点、46ページのふるさと納税特典事業の委託料でございますが、昨年と比べて771万3,000円の減額となっている理由でございます。

こちら、当町のふるさと納税につきましては、これまで右肩上がりです。上昇傾向にあったところでありますが、平成30年度で減少に転じる見込みとなっております。しかし、こちら返礼品を充実させることですか、新規サイトを開設することなどで対策をして例年並みの寄附金を維持していきたいと考えておりました。ふるさと納税寄附金は昨年と同額の6,500万円計上をさせていただいております。

歳出のふるさと納税特典事業委託料につきましては、委託事業所への手数料ですとか、寄附受領証明書の発行代、また返礼品のお金、その送料が含まれておりますが、その中で返礼品の代金が大きく減額となっております。町では、これまで返礼品の代金につきましては寄附金額の40%程度で設定をしていたところでございますが、昨年の総務省からの通知に従いまして、9月に見直しを実施いたしまして、寄附金額の30%以下といたしました。その結果、ふるさと納税特典事業委託料が大きく減額となったものでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 続いて答弁よね。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、私は65ページのはつらつサポーターの運営補助金の129万2,000円の詳細についてお答えいたします。

こちらにつきましては、NPO法人御代田町はつらつサポーターが平成28年度に地方創生加速化交付金を活用して開始しました移送支援に対する補助となっております。はつらつサポーターが行う移送支援は、介護保険の要支援認定者や事業対象者である高齢者を対象に実施されておりました。主に買い物や通院を目的に利用されています。

また、総合事業のサービスBとして、町から委託によりはつらつサポーターが実施しているはつらつ介護予防教室や、サービスCとして御代田中央記念病院が実施しているブラッシュアップクラブへの高齢者の送迎も担っていただいております。

事業を実施する上で必要な経費への補填として、平成29年度から移送支援に対して100万円の補助を行っております。その内容としましては、移送支援で利

用する車両、これは地方創生加速化交付金を活用して購入した車両でございます、普通車が1台、軽自動車は2台となっておりますけれども、経常経費としましてガソリン代や車両保険料、車両点検料、あとは自動車税といった維持経費や運転手の賃金が主なものでございます。

平成31年度は3台の車両の車検経費としまして、29万2,000円を上乗せして計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） 119ページの北小学校施設改良工事323万8,000円の内訳でございます。

こちら、北小学校体育館の床の改修工事になります。経年劣化によりまして床の表面が滑りやすくなり、それからラインの一部も消えている状態であるため、床を研磨した後、ウレタン塗装とラインを引く工事を行うものでございます。

それから、2つ目の129ページ、複合文化施設修繕工事328万4,000円でございますが、こちらは昨年引き続きあつもりホールの舞台機構操作系統の修繕で、今年度は操作盤の修繕になります。舞台のつりものであります緞帳などの上げ下げの動きが遅れてきているものがありますので、これらを管理する操作系統の経年劣化が生じてきていることから交換修繕を行うものです。2カ年に分けて修繕を行いまして、31年度でこちらの系統の修繕は完了となる予定でございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） まず、フォトフェスティバルの寄附金は、650万はアマナからの寄附金という形の650万ということでお話があったわけですが、現在は協賛企業からの寄附金はまだ650万以外はないということで、載っていないということになるわけですが、計上されていないということになるわけですが、

フォトフェスティバルの経費は一体総額どのくらいかかるのか。また、ここにはまだ計上されていないけれども、先ほど質問した中の現在寄附をいただける企業は何件あってどのくらいあるのかというのは、まだ全然わからない状況なのか、その辺をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、お答えをいたします。

平成31年度の第1回フォトフェスティバルにつきましては、まだ計画途中ということで未確定ではございますが、総事業費約8,000万円前後で事業実施したいというふうに当初予算の編成時点では考えております。

財源につきましては、町とアマナの負担金で1,300万円、また昨年を引き続きまして文化庁の文化芸術拠点形成事業補助金、こちら3,000万円を申請させていただくことになっております。

それと、昨年は100万円で行った企業からの協賛金につきましては、現在500万円という額を最低の目標と定めまして準備を進めたり協議をしているところでございます。

現在、企業からの協賛金につきましては、30年度に御寄附をいただいた企業を含めて、まだ確約をいただいている企業はございませんけれども、確約いただいた分から補正対応をしてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑がある方は挙手を。

井田理恵議員。

（6番 井田理恵君 登壇）

○6番（井田理恵君） 6番、井田理恵です。

6点ほど質問させていただきます。

まず、予算書17ページの款8自動車取得税交付金、目1自動車税、環境性能割交付金274万円ですが、税制に伴い導入予定の新自動車税からの交付金とお聞きいたしました。年度途中からの改正で新旧混在ですが、交付金取得予定はあわせて742万円と274万円、1,016万円ほどに計算いたしました。29年度決算では1,690万円でした。前年予算比約500万円の減ですが、実質、消費者は減税ということで、交付金としては今後どのような見通しか、お願いいたします。

それから、2点目、ページ27、款17寄附金、目2指定寄附金、節3フォトフ

エス寄附金650万円の今の説明と少し重なりますけれども、これにつきまして、ただいま池田議員からも質問がございましたけれども、この寄附金獲得につきましては、前回の質問させていただいた中で、写真美術館のイベント後の継続性や存在アピールのためにカメラ本体を事業とする企業への広告協賛での提案をいたしましたけれども、これへのアプローチをされたかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、これまでフォトフェスティバルの関係経費に地域おこし協力隊分390万円が、約、含まれていましたけれども、31年度は別建てになっておりますけれども、この辺の理由をお聞きしたいと思います。

それから、次に3点目、51ページですけれども、賦課調整費、徴収費、説明欄13010、これにつきましては、土地鑑定委託料ということで、評価替ということでお聞きしましたので、質問出しましたけれども結構でございます。

その中で、説明欄の13050の住民税業務委託料490万円と、同49ページの臨時職員賃金が429万円が、前々年度、29年度比に約2倍になっておりますけれども、人件費が増えたとちょっと理解するのですけれども、要するに昨年度から倍になっておりますけれども、業務量が増えているのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

続きまして、5番目ですけれども、ページ111、款9消防費、説明欄の01001の01050消防団員報酬677万円のうち、地区防災訓練や行事参加などの費用弁償というのはこの中に含まれているのでしょうか。

それから、6番目、134ページ、款10、目6埋蔵文化財保護費、説明欄の01001の町内遺跡の発掘調査経費504万1,000円の内訳を教えてくださいたいと思います。

そして、すみません、もし御用意がなかったら結構なんですけれども、これはちょっと質疑として出していなかったのですけれども、もしお答えがしていただけるならばお願いしたいと思います。

78ページです。衛生費の説明欄19030の1,000万円の根拠。保健衛生費ですけれども、佐久医療センターの3年間にわたって約1,000万円の延長がされるということで、この根拠をもし教えていただければありがたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 相澤税務課長。

(税務課長 相澤 昇君 登壇)

○税務課長(相澤 昇君) 最初の質問の予算書17ページ、自動車取得税交付金につきまして、こちらは軽自動車税の税制改正が関連しますので、初めに私のほうから説明させていただきたいと思います。

まず、自動車取得税とは、自動車を購入したときにかかる県税で、50万円以上の車の購入であれば新車、中古車を問わず軽自動車にもかかっております。税率は自家用車が3%、事業用車と軽自動車が2%です。これまで消費税と自動車取得税の二重課税ではないかとの批判もあったことなどから、平成31年、2019年10月1日から施行されます消費税率10%の引き上げにあわせて、自動車取得税を廃止するということになっております。そのかわりといたしまして、環境性能割も賦課するという予定でございます。

大きな改正点といいますか、交付金に関連する部分では、先ほど申し上げましたとおり、自動車取得税は県税ですが、環境性能割では軽自動車に係る環境性能割は市町村税となります。つまり、9月30日までの県の税収となっていた自動車取得税が環境性能割となる10月1日からは、軽自動車に係る部分は県税ではなく市町村の税収となります。したがって、9月30日までの自動車取得税に係る交付金とは別に、環境性能割となる10月1日からの環境性能割交付金が発生するというところでございます。

予算書13ページにございますが、軽自動車税の部分につきましても、項目起こしではございますけれども、軽自動車税の下に環境性能割という形で1,000円の項目起こしをさせていただいております。

今まで自動車取得税、自動車取得税の額が交付金が少ないのではないかということですが、軽自動車、10月1日から以降に係りましては、取得税で取っていたものが町の税金になりますので、県税として入る部分が少なくなるので、恐らく交付金も少なくなる。それから、環境性能割に係る交付金も軽自動車分については取れませんので少なくなるということで御理解いただけるのではないかと思います。

条例の改正につきましては、10月1日が施行日でありますので、今それに向けて条例案を作成中でございます。予定といたしましては、6月議会への上程を予定しております。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） ただいま税務課長のほうから制度上の答弁がございましたが、10月1日から自動車取得税が廃止されるということで、9月までの自動車取得税交付金につきましては、こちら長野県の全体の歳入見込額から前年比828万円減の742万円ということで計上をさせていただいております。

一方、自動車取得税にかわる自動車税の環境性能割交付金、こちらにつきましても、県の収入見込みがございまして、そちらから按分して274万円ということで計上をさせていただきました。

なお、軽自動車税の環境性能割につきましては、町にこれまで取得件数等の実績、こういった情報が全くないような状況ですので、当初予算の段階では、税務課長説明したとおり項目設定のみの1,000円を計上させていただいたところであります。

続きまして、款17の寄附金、フォトフェスティバルの寄附金ということでございます。

以前、こちらの企業からの協賛金につきましては井田議員のほうからもいろいろ御提案をいただいているところであります。カメラ企業等も含めて、昨年のフェスティバルの会場に来ていただいて、実際にフェスティバルのほう見ていただいて、こちらから来年度についても実施するのでぜひ御協力願いたいということでお話はさせていただいたところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、御寄附いただくという確約がまだないような状況がありますので、今後アプローチをかけていきたいというふうに思います。

それと、予算書の地域おこし協力隊の件でございます。

こちら、地域おこし協力隊の経費につきましては、特別交付税で400万円上限として措置をされるようなことになっております。それを明確に分けるということをさせていただきました。これによりまして、県に報告する数値等もしっかり区分ができる、区別ができるような形になりますので、今回改めてわかりやすい状況に変更させていただいたところです。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 相澤税務課長。

○税務課長（相澤 昇君） 続きますして、51ページの賦課徴収費の部分につきまして、土地鑑定委託料については説明不要ということですので、住民税委託料について御説明させていただきます。

住民税業務委託料490万5,000円でございますが、これは住民税を賦課するための事務処理をコンピューター化しているために必要となる委託料です。

具体的には、当初課税データ処理や納付書作成、各種帳票や台帳の作成などを委託するものでございます。

なお、納税者の利便性の向上を図るために、平成30年度からコンビニエンスストアから税金を納付することができるコンビニ収納システムを導入したことなどによりまして、この業務も含めました関係で委託に係る当初予算は、平成29年度が278万5,000円であったものを、平成30年度には491万円を計上し、それと同様に平成31年度も前年度とほぼ同額の490万5,000円を計上しております。

ちなみに、コンビニ収納システムを導入したことによる予算の増額でございますが、固定資産税業務委託料については平成29年度予算から、軽自動車税業務委託料につきましては平成30年度予算から計上をしております。

それから、もう一つ、臨時職員賃金についての御質問でございますが、臨時職員賃金が高くなっているということでございます。

通常業務に付いていただく臨時職員は、今、税務課2名でございますが、現在もやっております納税相談、申告相談の関係で、昨年から給与報告書のデータを入力するための臨時職員として1月から3月にかけて2名雇用しております。

今年からさらに税情報の電子連携ということで、皆さん御存じかと思うんですけども、利用者識別番号をとるとか、そういった作業をしなければならなくなりました。個人的にとっていただければいいんですけども、町のサービスといたしまして、パソコンを持っていない方もいらっしゃいますので、納税申告を受けている場所で受付をして待っていただいている間にその利用者識別番号をとっていただいて、税務署、国税庁等との電子連携ができるような形をとらせていただいております。その関係で、30年度から補正予算対応で2名余分に臨時職員を雇用しております。来年も恐らくそれが発生するであろうと、今年とれなかった人たちもいるということで、その部分を含めまして、31年度に関しましては当初予算で計上さ

せていただいている関係で、昨年度より臨時職員賃金が上がっているということでございます。

○議長（小井土哲雄君） 黒岩消防課長。

（消防課長 黒岩 亨君 登壇）

○消防課長（黒岩 亨君） それでは、私のほうからは111ページの消防費、消防団運営経費のうちの消防団員報酬についてお答えをいたします。

消防団員報酬につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づきました団員の報酬の年額を計上をしてあるところでございます。御質問の費用弁償につきましては、こちらには含まれておりません。

なお、費用弁償につきましては、9節旅費のうちの費用弁償として、御代田町消防団の事業計画に基づく訓練、行事、式典等に出動した場合に出動手当として支給をすることとなっております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） それでは、一番最後になろうかと思えますけれど、追加で御質問がありました予算書の78ページ、佐久広域連合佐久医療センター第3次医療負担金の1,078万8,000円の根拠について説明をいたします。

広域連合の議論につきましては、担当、総務部課長会議というところでも議論されておりますので、予算は保健衛生費で組んでありますけれど、会議等には私も出席しておりますので、私のほうから説明をさせていただきます。

佐久医療センターにつきましては、不採算医療分野というのがございまして、一つは救急救命センター、複数の診療科にわたる全ての重篤な救急患者に対して高度な医療を24時間体制で提供できる医療機関というふうに定義されております。

それと、周産期医療病床、新生児特定集中治療室及び総合周産期特定集中治療室の機能を有する医療機関ということで、地域の周産期母子医療センターの機能を有する唯一の機関というふうになっております。

ただ、どちらも地域にとって必要不可欠な分野でございますが、そういう体制をとらなければいけないので、主に人件費の関係で、佐久医療センターの中ではこの2つが不採算医療分野というふうに現在なっております。

この算出の根拠ですけれど、構成の11市町村で特別交付税の対象になるという限度額、対象額が、救急救命センターで総額で1億5,400万円ほどが11市町村の特別交付税の対象額になります。周産期のほうにつきましては6,300万円強が特別交付税の対象額となりますので、この辺を基準に特別交付税で後で補填されるので、11市町村で担っていきましょうという議論がされてきました。

最初の3年間し続けたわけなんですけれど、ちょっとさすがに人件費の分野などで3年間で大きく改善されるというわけにはいきませんので、もう3年間引き続き11市町村で支えて、この必要不可欠な救急救命センターの分野と周産期医療病床の分野を担っていきましょうということで3年間の継続が首長会議で決定されたところではあります。

先ほど申し上げました救急救命センターにつきましては1億5,400万円ほどが交付税対象になるんですが、29年度の実績を見ますと77.6%ほどの稼働率となっておりますので、この率を掛けますと1億400万円ほどになります。それをもとに全体で、救急救命センターにつきましては1億円を補助額といたしましょうというふうに算出されました。この1億円を11市町村の人口割ですとか財政割、基盤割ですとかというような基準をもとにはじき出しております。

周産期医療につきましては、特別交付税の対象額が6,300万円なんですが、こちらでも29年度の実績率を掛けますとおおむね4,000万円ほどを担っていけばこの3年間は継続できるでしょうということになりましたので、合計で1億4,000万円を11市町村で担いましょうという結論に至りまして、先ほど申し上げました人口割ですとかそういった基準に基づくと、御代田町の分担割がこちらの1,078万8,000円ということになりまして、これを3年間続けましょうという議論がされてきたところではあります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） 134ページの町内遺跡発掘調査経費504万1,000円の内訳でございます。

こちらの経費は、町内の開発などにより必要となる緊急発掘調査及び調査により出土した埋蔵文化財の整理に要する経費であり、前年比で199万3,000円は

ど増加しております。こちら増加している理由は、苗畑南側の広畑遺跡を発掘調査した際の出土品の整理に必要な消耗品の購入、それから各種分析整理、こちらを行うため増加しているものです。

このうち、出土品の年代測定、種子分析、それから整理を委託するための委託料が約170万円ほど増えております。広畑遺跡の調査整理が主になりますが、このほかにも面替の小谷ヶ沢遺跡の出土品、こちらの整理も継続して行っておりますので、そういったものも含めて総額504万1,000円となっております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） まず、説明の中で理解させていただいた法整備に関する広域に関することは理解できました。

その中で、消防につきまして、各地区の自主防災組織の設立が今大変進んでおりますけれども、防災訓練からどんど焼きなど、安全管理として地区行事の参加の要請も増えているとのことですが、費用弁償的な、予算立ての今後の予定というの、あくまでも今の現状でやっていく予定なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、今最後の埋蔵文化財のことにつきましてですけれども、今、苗畑跡地の広畑遺跡ということでございましたけれども、これまでの説明ですと、ホテルHIRAMATSUの建設に伴う、敷地内の道路の整備の際発生した埋蔵文化財発掘調査経費ということが主というお答えでございましたけれども、というふうに理解いたしますけれども、それでよろしいか。

そして、29年度も費用算出をしておりますけれども、そもそも、ちょっと教えていただきたいんですけれども、原因者負担の原則というのはあるんですけれども、原因者負担の原則というのは、私もちょっと調べましたところで、遺跡地や道路などをつくるときに遺跡が見つかった場合、工事をしていた会社が発掘費用を払うという、基本的にそういった負担の法則というのがあるというのを前からちょっと気になっていたんですけれども。それで、そうしまして、埋蔵文化財の包蔵地内において工事を行うとする事業者に対して、発掘の負担協力をお願いできるというものです。

日本全国において、各自治体で遺跡分布図というのを作成しておりますけれども、開発業者がそれをするに当たりまして、あらかじめ文化庁に届け出をしたり、調べ

るということは、開発業者の責任になっておりますけれども、こうしたことにつきまして、事業者ですね、借地ではありますけれども、道路をつくるに当たりまして、その建設に伴う道路の工事でございますので、その辺につきまして事業者と共通の理解というか……。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。十分何を聞きたいかおわかりになっていると思いますので……。

○6番（井田理恵君） はい、はい。その共通な意見交換というか、そうしたことはされていたのかお聞きしたいんですけれども。

○議長（小井土哲雄君） 黒岩消防課長。

（消防課長 黒岩 亨君 登壇）

○消防課長（黒岩 亨君） 消防課のほうから、先ほど、一番上の質問の中の、お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど説明をさせていただきました旅費のほうの、費用弁償のほうに含まれているというお話をさせていただきましたが、こちらにつきましては、事務局のほうで内規を作成しております、状況にあわせて考慮をしながら、関係部局と相談して対応したいと考えております。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、遺跡の発掘の経費について御説明をさせていただきます。

井田議員おっしゃるとおり、通常、開発に当たっての遺跡の発掘経費につきましては、開発者の負担というところが原則でございますが、こちらにつきましては、ひらまつさんのほう誘致という観点から、会社のほうとこちらと協議をさせていただいて、経費について町のほうで負担をさせていただくということで昨年も決定しまして、必要な予算計上につきましては、計上してお認めをいただいていたところ です。

今回の調査分につきましても、同様の扱いで計上させていただいたところであり ます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○ 6 番（井田理恵君） 確認でございます。もちろん私たちも認めたことでございます。

なので、これについてはこれ自体に異議を唱えるものではありませんけれども、そのこのひらまつさんとの、本来は、原則的には、事業者さんが御負担いただくということの確認をしていただいたということによろしいでしょうか。

○ 企画財政課長（荻原春樹君） はい、結構です。

○ 議長（小井土哲雄君） こちらを通して発言してください。荻原企画財政課長。

○ 企画財政課長（荻原春樹君） 大変失礼しました。

井田議員おっしゃるとおり、それぞれ確認をさせていただいたところです。

以上です。

○ 6 番（井田理恵君） 終わります。

○ 議長（小井土哲雄君） ほかに質疑のある方。市村千恵子議員。

（ 1 2 番 市村千恵子君 登壇）

○ 1 2 番（市村千恵子君） 議席番号 1 2 番、市村千恵子です。

7 点ほどお聞きしたいと思います。

6 8 ページです。

6 8 ページの児童福祉総務費の、子育て支援事業の子ども会議委員報酬とありますけれども、この構成メンバーと、会議の回数などどういった内容なのかについて。

また、その下になるわけですが——同じその説明欄のほうの下に、同じページ 6 8 なんですけれども、子ども・子育て支援計画策定業務委託料っていうのが、前年度は 8 1 万 7, 0 0 0 円だったわけですが、今回 2 5 8 万 2, 0 0 0 円というふうに、ちょっと大幅に増額されていますけれども、増額された理由と、それから内容と、委託先についてお聞きします。

続きまして、6 9 ページです。

6 9 ページの民生費、児童福祉費の保育委託料 4 0 2 万 6, 0 0 0 円っていうのがございます。それと、私立保育所保育委託料、1 億 2, 4 8 8 万 6, 0 0 0 円っていうのがあります。地域型保育給付については、先ほど荻原議員のほうで質問ありましたので理解いたしました。その委託先と、それから、先ほどの地域型保育給付費もありましたけれども、ここの園児、おひさまですか、実際園児は何名の委託になっているのか。

また、待機児童の問題とかも公立保育所では 0 歳児が受け入れられないっていう

ことでありましたけれども、待機児童は出なかったかどうかについてお聞きしたいと思えます。

そして、続きまして、87ページです。

87ページの、款4衛生費の中の説明欄のほうですけれども、面替地区地域振興基金事業経費2,710万7,000円というのが計上されております。その中に、土地購入費として210万円と計上されております。この購入目的についてをお聞きいたします。また、改修費1,000万円、それから、その下にあります補助金200万、保証金200万ということがあるわけですけれども、この内容についてお伺いしたいと思えます。

続きまして、98ページ。

農地費の、款6農林水産業費目5の団体営土地改良事業費の中で、農業競争力強化基盤整備事業経費の1,000万円ってというのが計上されておりますけれども、この事業内容について説明していただければと思えます。

続きまして、105ページです。

105ページの、款3の社会資本整備総合交付金事業ということでありましてけれども、この中の――失礼しました。それは先ほど説明いただきましたので、橋梁ですね。よろしいですが。その下の、4、町単独道路新設改良費ということで、招集挨拶にもございまして、路線名とかはおっしゃっていただきましたけれども、その事業内容についてをお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀町民課長。

（町民課長 内堀淳志君 登壇）

○町民課長（内堀淳志君） それでは、まず68ページの子ども・子育て支援事業、子ども会議委員の報酬等について、御説明をさせていただきます。

初めに、子ども会議の役割について御説明をさせていただきます。

この会議は、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、設置するもので、子ども・子育て支援事業計画の策定や変更に係ること、また保育所、保育園の施設の利用定員の設定に関する事など、子ども・子育て支援施策の状況を調査、審議する役割を担うものでございます。

この会議の回数でございますけれども、現時点、3回を予定しております。会議

の内容は、30年度に行いましたニーズ調査の結果の報告と、今後策定します計画の骨子案の説明、これで1回、素案の検討で2回、最終案の説明ということで、全3回を予定しております。構成メンバーは、保護者、保育園、学校等関係者、民生委員等の皆様などを予定しているところでございます。

次に、業務委託の内容でございますけれども、平成30年度に行いましたニーズ調査の結果を踏まえまして、平成31年度につきましては、各保施策の方策の検討、これは、どういう形で保育所を新しくつくるのか、そういう関係のものでございますけれども、現状のものをどういうふうにご利用していったらいいかというような検討とか、あと骨子案、あとワークショップの開催、素案の策定をお願いしているところでございます。

委託先ですけれども、30年度から2年契約で委託契約をしております株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所、こちらにつきましては名古屋市となりますけれども、そちらでお願いしているところでございます。

31年度は、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定の年度となりますので、会議の予算を計上しておりますが、実は、こども会議と、既存の児童福祉施設事業運営委員会っていうのが、内容が重なる部分ございまして、現在、この会議を統合するよう精査している状況でございます。次回6月の議会には、その条例の改正等について上程していく予定でございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、69ページ、保育所の委託料につきまして御説明をさせていただきますと思います。

保育料委託料の402万6,000円ですが、これは広域保育の委託料4名分になります。佐久市の岩村田北保育園に1名、小諸市のポッポの家保育園へ2名、東御の第二おひさまこども園へ1名を委託する予定でございます。

私立保育所保育委託料1億2,488万6,000円ですが、こちらは、町内のたんぼぼ保育園に44名、7,418万5,000円の委託料です。保育園つくしんぼには26名で5,070万1,000円を委託していく予定でございます。

また、地域型保育給付費につきましては、2,548万9,000円ですが、西軽井沢にできました小規模保育所おひさま18名分でございます。

私立保育園等に保育委託をさせていただくことによりまして、町内での待機児童は、現時点ではいない状況でございます。

その次に、87ページ、面替地区振興基金事業につきまして御説明をさせていただきます。

まず、面替地区地域振興基金を利用した事業につきましては、そちらの現状をちよつと御説明させていただきたいと思います。

30年度、面替区におきまして、水道管が破裂し外水道の使用ができなくなることがございました。夏場で一番利用が多い時期に判明しまして、面替区としましては、「基金を利用して、すぐにでも事業を取りかかっていたきたい」というふうな要望があったわけなんですけれども、基金を利用した事業が予算化されていなかったため、判明後、要望のありました次の議会で予算化をし、水道を使用する機会の少なくなってしまう時期に修繕をするような状況になってしまいました。

このことから、面替区のほうから、「急遽必要な事象の発生したときには、基金を利用して対応できるような仕組みづくりを、ぜひともしていただきたい」ということで、役員さんみえまして、町長と会談したところでございます。

このため、内部で検討した結果、こちらのほうに大まかな金額で、ある程度基金を使えるような状況をつくっておきまして、基金の目的が達成できますように予算組みをさせていただいているところでございます。

また、用地購入費210万円につきましてですけれども、面替区から新クリーンセンターの建設に当たりまして、新クリーンセンターに係る要望書というのが、26年12月24日付で町のほうへ提出されております。

この中に、「区民の福祉向上を目的とした憩いの家、もしくは集いの家など公共施設の整備及び利用拡充を図ること」との要望がございました。これを受けまして、町からは、新クリーンセンターに係る要望事項回答書というのが、27年7月24日付で面替区のほうに届けられております。そちらのほうでは、「区と調整を図りながら、町が整備、利用拡充を検討する」と回答してございます。町では、この要望に応えるため整備に当たり、区と話し合いを続けてきました。

用地は区で用意していただくということで、町では用意いたしませんので、面替区の用地の選定をお願いしてきたところでございます。昨年末、用地の候補地が決まり、面替区の総会においても土地の購入が決定したとの連絡を受けて、土地の購入費について予算化をさせていただいたところでございます。

区での決定がなされたことにより、土地の形状、面積のめどがつかまりましたので、

今後、どのような建物にするのか、区と調整を図っていきたいと考えております。

なお、以上の面替地区地域振興基金事業につきましては、7,000万円の――
今現在は、それよりも、昨年使いましたんで若干減っておりますけれども――基金
を取り崩し、財源に充てることとなっております。

また、今後とも担当課としましては、新クリーンセンターに係る要望書への回答
に基づき、誠実に事業等を進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の
御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀産業経済課長補佐。

（産業経済課長補佐 内堀宏行君 登壇）

○産業経済課長補佐（内堀宏行君） 続きまして、お願いいたします。

98ページ、農地費の農業競争力強化基盤整備事業についてお答えいたします。

この事業ですが、農業体質強化基盤整備促進事業という名称で、平成27年度か
ら御代田地区、抜井用水の整備を継続して実施しております。この事業名称のほう
が、農林水産省の事業の再編に伴い、事業の名称のみ変更となったものでございま
す。

総事業計画ですが、受益面積が13ha、整備延長が約1.2kmという計画となっ
ておりますますが、このところ要望額に対する交付額が少なく、思うように事業
が進んでいないという現状にあります。

平成31年度の歳出につきましては、節13調査設計委託料で60万円、節
15用排水路工事で936万9,000円、節17用地購入費で3万1,000円と
いうことで、合計1,000万円を計上させていただいております。縦横90cmの
一体型柵渠を、94mにわたって布設するという工事を予定しております。

歳入につきましては、25ページの款15県支出金項2県補助金にありますとお
り、歳出予算1,000万円の51%に当たる農業競争力強化基盤整備事業補助金
510万円を充当させていただく予定となっております。国が100分の50、県
が100分の1、残りの100分の49を町で負担する予定となっております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 私のほうからは、105ページの町単独道路新設改良費8,470万円について、説明させていただきます。

町単独道路新設改良費8,470万円の計画路線と事業内容でございます。

計画路線は、4地区5路線の道路改良工事を予定しております。

1つ目は、平成28年度からの継続路線といたしまして、湯川にかかる面替橋から下流側に沿った辰巳畑岩下線、幅員は3.0m、延長は150mの1車線道路でございます。

2つ目は、三ツ谷区の浅間電設株式会社から南東側の入向原線、こちらは幅員4.0m、延長80mの1車線道路でございます。

3つ目は、やまゆり工業団地外周道路の大谷地区内11号線と、それにつながります三ツ谷大谷地橋線でございます。大谷地区内11号線でございますが、全幅員は9.5m、車道付近が7.0mで、2車線の片側歩道でございます。

三ツ谷大谷地線でございます。こちら全幅員7.0m、車道付近は5.0mを計画し、1車線の片側歩道でございます。

4つ目でございます。平成30年度からの継続路線として、御代田町浄化管理センター近くの六反1号線、こちら幅員5.0mで、延長105m、1車線の道路を予定しております。

4地区5路線の道路改良工事でございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） それでは、87ページの、清掃費、面替地区の件についてお聞きしたいと思います。

購入費については、憩いの家ということで候補地が決定したということでありませうけれども、この憩いの家というのは、どういった規模っていいですか、それからまた、その建設費については、それはもう町が建てるということなんですか。その点について、お聞きしたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 内堀町民課長。

○町民課長（内堀淳志君） お答えさせていただきます。

憩いの家につきましては、規模、費用等につきましては、現段階ではまだ定まっていなくてございます。

ただ、区の役員さんと決めさせていただいてあるところにつきましては、管理等につきましては、区のほうでやっていただきたいということだけは定めております。建物は町でつくるというふうになっております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 建物は町がつくと。その維持管理については区が実施することとは、もうきちんと明確にされているということなんですね。それで、その建物なんですけれども、その憩いの家っていうこと自体がどういう内容のものなのか。公民館を面替地区にしても、やはりもう公民館がかなり古いのかなど。以前にはちょっと、自然災害等であって屋根の修繕したりなんかしているわけで、大分――ほかのところの世代間交流センターが更新された中では、面替地区はもう大分古いのかなって、私としては印象を持っているので。公民館っていうものであればわかりますが、憩いの家というのがどういうもの、町民の皆さんが本当に望んでいるものなのか、ちょっとそこら辺が不明だということと。

それから、建物は、町がもうつくるといふ、その規模もわからないっていうか、どういう内容かもわからないってことは、非常に心配だなと。クラインガルテンの整備についても、当初の計画から本当に倍に近い工事費が発生したっていう中では、非常にやはりそこら辺が不透明であれば、かなり大きな問題になるのではないかなというふうに思っているわけなんですけれども。その点、公民館ではなく、憩いの家ということの整備なんでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 内堀町民課長。

○町民課長（内堀淳志君） お答えさせていただきます。

憩いの家につきましては、区の方から聞いているものは、公民館とは別物というふうに聞いております。内容につきましては、区の皆さんなり、クラインガルテンの方たちも、あそこの周囲の皆さんが、自由に利用できる建物というふうに聞いておまして、どんな部屋数とかっていうのまではちょっと、これから確認していくところでございます。

それで、土地、今回買わせていただくんなんですけれども、所有者の方が、現状、高齢の方で、お話しはついたので、けれども、「代がかわったときに、購入できなくなると困る」ということも区の皆さん心配されて、今回、予算を上げさせていただき

ました。

予算を上げさせていただく条件としましては、区の総会で、皆さんの了承を得るということ区役員の皆さんにはお話をさせていただいた中で、この1月の総会で了解が得られたということで、今回上げさせていただいているところでございます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員、本案に関する質疑は3回を超えますので、まとめてください。

○12番（市村千恵子君） はい。その総会で決めてってということだったらしいですが、その状況を聞けば、かなり僅差で賛成のほうが上回ったってということの中では、やはりその組員の皆さんの中にも、ちょっとやっぱり疑問を持っていらっしゃる方も多いのかなということでもありますので、今後も注視していきたいと思えます。

終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑のある方。五味議員。

（13番 五味高明君 登壇）

○13番（五味高明君） 議席番号13番、五味高明です。

2点ほどお伺いします。

予算書の35ページ、款2総務費項1総務管理費目1一般管理費で、説明欄の真ん中よりちょっと下の、13060の会計年度任用職員制度移行支援業務委託料88万円と、その下の、人事評価制度構築導入支援業務委託料86万1,000円についてお伺いいたします。

まず、会計年度任用職員制度移行支援業務委託料88万8,000円が計上されていますが、この委託詳細内容をお伺いします。

続いて、人事評価制度構築導入支援業務委託料86万1,000円が計上されていますが、この人事評価制度は平成28年4月より導入されたもので、そのため、27年度に240万円、28年度に107万3,000円、29年度に48万2,000円、そして30年度に101万1,000円が計上されておりました。

導入から既に4年経って、評価制度が進んでいる中で、導入支援業務委託料というのは、ちょっと納得ができないのですが、31年度の86万1,000円というのはどういう内容なのかお伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長(荻原 浩君) お答えいたします。

それでは、最初の御質問の、会計年度任用職員制度移行支援業務委託料 88 万円の内容でございますが、会計年度の任用職員の労働条件について、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律及び労働基本法等に照らして点検する作業や、任用以外の要件として、民間委託契約等による場合の検討を、平成 30 年度から引き続き行うというものです。

また、人事評価制度への反映について検討するほか、仮称ではありますけれど、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を新たに制定していく必要がございます。その新たに制定する必要性と、その定義及び規定について、今度は既存の例規に加えて整合させていかなければなりません。職員の勤務時間及び休暇等に関する条例や、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例等を一部改正し、制定条例とあわせて本年 31 年 9 月の定例会に上程する準備を進めたいというところの委託業務でございます。

来年度の職員募集時に、もう勤務条件を示していく必要がございますので、31 年度の当初予算に委託費として計上させて、準備を進めていきたいという状況でございます。

それと 2 点目の、人事評価制度の構築導入支援業務委託料 86 万 1,000 円の内容でございますが、平成 30 年度、今年度につきましては、新制度の導入から 2 年が経過したことから、制度のマニュアルをちょっと見直しまして、能力評価の項目ですとか評価点を改めました。平成 31 年 4 月から運用するというふうにいたしました。

また、人事評価につきましては、評価者の公正・公平な評価と、被評価者の制度に対する理解が必要なことから、平成 31 年度の業務委託の内容につきましては、評価者研修、職員との面談研修ですとか、正規職員全員を対象とした制度内容研修等を行いたいために、研修に関する費用を当初予算に計上させていただいたところで

何年も経っていて導入支援というのが、ちょっとなじめないというお話なんですけれど、こちらの文言につきましては、導入及び支援という意味合いでございます。平成 27 年度の予算計上以来同じ――先ほど五味議員もおっしゃったとおり――同

じ細々節の表記を使い続けたほうが、担当者が異動となっても、経年の累計ですとか過去の状況等わかりやすいと判断しましたので、あえてその細節の項目は変えずにきております。内容につきましては、先ほど申し上げたとおりで、新たにまた導入しているという意味ではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） わかりました。

ただ、これ、同じ名前のほうが確かに追跡するときにはわかりやすいってのはあるんですけども、評価制度維持支援業務委託料とかっていうふうにはならないんでしょうか。言葉を見て、ぱっとわかるか、わかんないかということだと思んですけども、その辺のお考えは。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） 文言上の問題というふうに判断いたしましたので、ちょっとこのまま使わせていただいたところでございますので。毎年毎年、来年度以降もずっと使い続けていくほうがいいのか悪いのかというのは、また再度検討させていただきたいと思えますし、あんまり変えてしまうと、先ほども申し上げましたとおり制度開始当時の累計で幾らかかっているのかっていうのを、ちょっと判断しにくくなるのをまずいかなと思っておりますので、また検討させてください。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 最後になります。

それも一理あると思うんですけども、その辺は、もう一度よく検討していただければと思います。

終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますでしょうか。池田健一郎議員。

（9番 池田健一郎君 登壇）

○9番（池田健一郎君） 9番、池田です。

4点ほどお伺いします。

まず、19ページ、目5の土木使用料の中で、道路等占用料が830万ほど予定されていますけれども、これも30年度にも同じぐらいの金額で出ていますけれども、これはどのような内容で、収入のあれになるものかお聞きします。

次に、26ページの款16の貸付収入で、これも町有地の貸付料金、これが

76万になっていますが、昨年度から比べると約80万ぐらい下がっているのかな。この内容についてもお聞きします。

次に、47ページの総務費目の6の中の説明で、19040の、しなの鉄道車両更新の業務負担金として1,063万5,000円が予定されていますけれども、これは、更新は、ニュースでも何台か新しくしなきゃいけないというようなこと聞いておりますけれども、今後の予定、これ1年で、それから何台こういった更新をするのか。これは単年度の予算でいいのかどうか。この辺についてお聞きします。

最後に、63ページになりますが、民生費の1、説明で25001、地域振興基金積立金というのが135万円ほどありますけれども、見ると、これ毎年同じ金額が基金として積み立てられていますけれども、これは実際に振興基金ですから、目的は大体想像はつくんですけども、どのように使うためのあれであって、なおかつ今までの積立金額はどのくらいになっているのかということをお聞きします。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 19ページの日5土木使用料、001道路等占用料について、私のほうから説明させていただきます。

こちら道路法32条並びに道路法39条に伴って徴収しているものでございます。道路法32条は、道路の占用許可を受けるものでございまして、それに許可を受けて埋設物等をやる場合は、39条の道路占用料の徴収という道路法に基づいて、徴収しているものでございます。

主には、中部電力の電柱や埋設物です。また、NTTについても同様でございます。あと、大きなものとしましては、帝石パイプライン並びに長野都市ガスなどのインフラの埋設物が主なものになってまいります。ほか、個人のものについても若干ございますけども、予算収入の主なものは、4つの団体のものが主なものになってまいります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 大変失礼しました。

初めに、土地貸付料ということで町有地の貸付料の関係、御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、町の普通財産の貸し付けとなります。現状、何十件かそれぞれ貸し付けを、個人の方あるいは企業のほうに貸し付けをさせていただいております。

本年度につきましては、このような金額になっておりますが、先ほどもお話に出ました、ひらまつのホテル開業になりましたら、また大きな、700万、800万という金額が、ここに収入となって入ってくるというようなことになっております。

それと、続きまして、企画費の、しなの鉄道の車両更新の関係になります。1,000万余の金額を計上させていただいておりますが、しなの鉄道では、現在持っている「ろくもん」観光列車を除く、全ての車両の更新をしていくということになっております。47ページ、一番上になりますが、しなの鉄道の車両更新事業負担金です。こちらは、現在、しなの鉄道で所有している「ろくもん」の観光列車以外の全ての車両を新しくするというので、こちら国の補助等を得て、しなの鉄道で実施はするわけですが、沿線市町村と県で、あわせてその一部を負担するものになっております。

本年については、1,063万5,000円ということですが、今後、8年間かけて全ての車両更新ということに、計画しております。

続きまして、63ページの地域振興基金の積立金になります。

こちらにつきましては、現状、1億7,000万円ほどの残金がございます。本年の積立金につきましては、この基金の利子収入、その収入も積み立てるものがございます。過去におきましては、国保会計に、ここから取り崩しをしまして、2,000万ずつ繰り入れた経過がございますが、現状では取り崩す予定はなく、毎年利子分のみの積み立てをしているところでございます。

以上です。

○9番（池田健一郎君） そうすると、この地域振興基金というのは、使用目的というのは、「これとこれ」と限定されたものじゃなくて、その都度、その必要に応じて使っていくってというような性質のものなんですか。（発言する者あり）

○企画財政課長（荻原春樹君） 申しわけありません。

こちらの設置目的については、それぞれ条例のほうで設置目的が決められており

ます。現状、私、詳しくそれについて説明資料がございませんので、説明できませんけれども、その目的達成のために取り崩して使用するという事は、現状、可能なこととなっております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） わかりました。終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。

（午後 2時58分）

（休 憩）

（午後 3時13分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合上、あらかじめこれを延長します。

相澤税務課長所用のため欠席する旨の連絡があり、代理に山本税務課長補佐が出席します。

―――日程第17 議案第13号 平成31年度御代田財産区特別会計予算案に

ついて―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第17 議案第13号 平成31年度御代田町財産区特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 47ページをお開きください。

議案第13号 平成31年度御代田財産区特別会計予算案について、地方自治法第211条第1項の規定により平成31年度御代田財産区特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成31年3月6日 提出

予算書の1ページをお開きください。

平成31年度御代田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,249万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。こちら、平成31年2月7日開催しました御代田財産区管理会において同意を得ております。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

款1、財産収入、項1、財産運用収入は、財産区有地貸付料、基金の預金利子等の収入で288万7,000円でございます。項2繰入金、項1基金繰入金は財政調整基金からの繰入金960万円です。

款3、項1繰越金、款4諸収入、項1雑入は、科目設定の1,000円のみの上でございます。

歳入合計1,249万円であります。

3ページをお願いいたします。

歳出になります。

款1総務費、項1総務管理費は、委員報酬、区有地の下刈りや管理委託料等1,241万9,000円の計上です。

款2、項1予備費は7万1,000円でございます。

歳出合計1,249万円となっております。

説明は以上になります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(小井土哲雄君) 以上で、提案理由の説明を終わります。これより議題に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

○議長（小井土哲雄君） 日程第18 議案第14号 平成31年度小沼地区財産管理特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、議案書の48ページをお開きください。

議案第14号 平成31年度小沼地区財産管理特別会計予算案について、地方自治法第211条第1項の規定により平成31年度小沼地区財産管理特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをご覧ください。

平成31年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ312万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。こちら、平成31年2月7日に開催しました小沼地区財産管理委員会におきまして同意を得ております。

2ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算」。

初めに歳入です。

款1 財産収入、項1 財産運用収入は、管理地の土地貸付料と財政調整基金の預金利子2万円の計上であります。

項2 財産売却収入は、科目設定1,000円の計上となっております。

款2 繰入金、項1 基金繰入金は、こちら財政調整基金からの繰入金310万円となっております。

款3、項1 繰越金、款4 諸収入、項1 雑入につきましては、それぞれ科目設定の1,000円のみ計上となっております。

歳入合計 3 1 2 万 3, 0 0 0 円となっております。

続いて 3 ページ、お願いいたします。

歳出になります。

款 1 総務費、項 1 総務管理費は、こちら委員報酬、土地管理委託料等の支出で 3 0 8 万 7, 0 0 0 円計上させていただいております。

款 2、項 1 予備費は 3 万 6, 0 0 0 円でございます。

歳出合計 3 1 2 万 3, 0 0 0 円となっております。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 1 9 議案第 1 5 号 平成 3 1 年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計予算案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 1 9 議案第 1 5 号 平成 3 1 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書 4 9 ページをお願いいたします。

議案第 1 5 号 平成 3 1 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により別冊のとおり提出するものでございます。

平成 3 1 年 3 月 6 日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 3 1 年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 6 億 4 1 7 万 7, 0 0 0 円

と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出の予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

2 ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

款1、項1、国民健康保険税は、予算額4億1,118万4,000円で、一般、退職とも被保険者の減少によりまして、前年度比1.9%の減でございます。現年度徴収率は96%で算定しております。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料、国保税督促手数料としまして15万6,000円でございます。

款3、県支出金、項1、県補助金でございます。10億5,210万8,000円で、前年度比2.4%の減でございます。市町村が支払う保険給付費等に要する費用に対し、全額交付される普通交付金と、医療費の適正化に向けて取り組みや生活習慣病予防事業の取り組みに応じて交付される特別交付金でございます。

款4、財産収入、項1、財産運用収入、基金利子としまして2万円でございます。

款5、繰入金、項1、他会計繰入金でございますが、1億855万9,000円で、前年度比0.9%の減でございます。一般会計から保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

款6、項1、繰越金でございます。3,000万円でございます。

款7、諸収入については記載のとおりでございますので、ご覧ください。

3 ページをお願いいたします。

歳入合計でございますが、16億417万7,000円で、前年度比0.9%の減でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、総務費、項1、総務管理費でございます。予算額715万3,000円で、前年度比24.9%の増でございます。こちら委託料、通信運搬費が主なもので、国保資格システム改修委託料が増額となっております。

項2、徴税費でございますが、賦課徴収費としまして401万1,000円でございます。

款3、運営協議会費でございます。14万9,000円で、国民運営協議会委員報酬9名分で、前年度並みでございます。

款2、保険給付費、項1、療養諸費でございます。療養給付費、療養費でございますが、9億67万8,000円で、前年度比2.8%の減でございます。前年度の実績に基づいて、一般被保険者療養給付費は、月の平均といたしまして7,328万5,000円で試算しております。項2、高額療養費でございます。1億3,438万3,000円で、前年度比1.4%の増でございます。前年度の実績に基づきまして、一般被保険者高額療養費は1,094万9,000円の月の平均で試算しております。項3、出産育児一時金でございます。630万4,000円で、見込み件数は、実績により、前年度より5件少ない15件で試算しております。項4、葬祭費でございますが、100万円で、見込み件数は20件で前年度並みでございます。

款3、国民健康保険事業費納付金でございますが、こちらにつきましては、市町村の被保険者数所得水準、医療水準等を加味した上で、県より示されます。県が市町村に対して交付する保険給付費等交付金の財源とするため、納付金を町が県に納めます。納付金は次の3項となっております。項1、医療給付費は、3億4,212万3,000円で、前年度比6.6%の増でございます。項2、後期高齢者支援金等は、1億2,192万9,000円で、前年度比4.8%の増でございます。項3、介護納付金は、5,185万円で、前年度比19.9%の増でございます。

款4、保健事業費、項1、特定健康診査等事業費でございます。1,127万8,000円で、特定健康診査等の事業費でございます。項2、保健事業費でございますが、1,052万2,000円で、保健指導を行う職員の賃金と人間ドックの

補助金等でございます。

款 5、諸支出金、項 1、償還金及び還付加算金でございますが、305万1,000円でございます。

款 6、項 1、基金積立金は5万円でございます。

5ページをお願いします。

款 7、項 1、予備費でございますが、969万6,000円でございます。

歳出合計でございます。16億417万7,000円で、前年度比0.9%の減でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第20 議案第16号 平成31年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計予算案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第20 議案第16号 平成31年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書50ページをお願いいたします。

議案第16号 平成31年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について、地方自治法第211条第1項の規定により別冊のとおり提出するものでございます。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをお願いいたします。

平成31年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億709万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

2 ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

款1、保険料、項1、介護保険料でございます。予算額2億3,083万1,000円で、前年度比2.2%の減は、低所得者軽減制度によるものです。基準月額4,610円で、普通徴収、現年度徴収率は88%で算定しております。

款2、分担金及び負担金、項1、負担金でございます。784万9,000円で、実績に伴い、前年度比10.1%の減でございます。介護予防事業の負担金でございます。

款3、使用料及び手数料、項1、手数料でございます。督促手数料として3万6,000円でございます。

款4、国庫支出金、項1、国庫負担金でございますが、1億7,709万1,000円で、介護給付費の伸びによりまして、前年度比1.8%の増でございます。款2、国庫補助金でございますが、5,816万1,000円で、調整交付金と地域支援事業交付金でございます。前年度比5.3%の増でございます。

款5、項1、支払基金交付金でございますが、2億7,729万2,000円で、前年度比2.2%の増でございます。事業費増に伴う増額でございます。

款6、県支出金、項1、県補助金でございますが、1億4,793万6,000円で、介護給付費の伸びによりまして前年度比3.3%の増でございます。項2、県補助金でございますが、914万1,000円で、前年度比1.9%の減で、地域支

援事業交付金でございます。

款 7、財産収入、項 1、財産運用収入でございます。基金利子としまして、2 万円でございます。

款 8、繰入金、項 1、他会計繰入金でございます。1 億 5,699 万円で、一般会計から介護給付費、地域支援事業への繰り入れで、前年度比 6.2%の増でございます。介護給付費の伸びと、低所得者保険料軽減対象者の拡大により低所得者保険料繰入金の増によるものでございます。項 2、基金繰入でございますが、介護給付費の抑制を図るため、第 7 期 3 年間に、1 年度につき 2,666 万 6,000 円の繰り入れでございます。

款 9、項 1、繰越金は 1,300 万円でございます。

3 ページをお願いいたします。

款 10、諸収入、項 1、延滞金加算金及び過料は 1 万円、前年度並みです。項 2、サービス収入でございますが、206 万 4,000 円で、要支援 1・2 の方も含めた居宅介護予防支援サービス計画費でございます。件数の増加によりまして、前年度比 5.3%の増でございます。項 3、雑入は 3,000 円で、前年度並みでございます。

収入合計ですが、11 億 709 万円で、前年度比 2%の増でございます。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、項 1、総務費でございますが、予算額 1,544 万 7,000 円で、前年度比 4%の増でございます。主に、佐久広域連合介護認定審査会負担金増によるものでございます。

款 2、項 1、保険給付費でございますが、10 億 50 万 1,000 円で、前年度比 2.5%の増でございます。介護サービス給付費、主に施設介護サービス給付費の増に伴うものでございます。

款 3、地域支援事業費、項 1、包括的支援事業・任意事業費でございますが、4,694 万 1,000 円で、前年度比 5.4%の減でございます。地域包括支援センターの運営経費で、配食サービス見込み減が主な理由でございます。項 2、介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、4,082 万 8,000 円で、前年度比 4.9%の増でございます。現行サービス増とサービス A の増額が主なもので

ございます。項 3、一般介護予防事業は、184万6,000円で、前年度比13.3%の減でございます。介護予防普及啓発事業として介護予防教室、生活サポーター養成事業等の経費でございます。

款 4、項 1、基金積立金は5万円です。

款 5、項 1、諸支出金でございますが、5万3,000円で、保険料等の還付経費でございます。

款 6、項 1、予備費は142万7,000円でございます。

歳出合計ですが、11億709万円で、前年度比2%の増でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第21 議案第17号 平成31年度御代田町後期高齢者医療

特別会計予算案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第21 議案第17号 平成31年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書51ページをお願いいたします。

議案第17号 平成31年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について、地方自治法第211条第1項の規定により別冊のとおり提出するものでございます。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをお願いいたします。

平成31年度御代田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,121万7,000円

と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

予算書の2ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

歳入でございます。

款1、項1、後期高齢者医療保険料でございます。予算額1億1,280万3,000円で、保険料の均等割、軽減特例の見直しと被保険者の増加によりまして、前年度比8.8%の増加でございます。普通徴収、現年度徴収率は96%で算定しております。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料、督促手数料で2万円でございます。

款3、繰入金、項1、一般会計繰入金でございますが、3,644万1,000円で、前年度比5.1%の増で、事務費、保険基盤安定、保健事業費等に対する繰り入れでございます。

款4、項1、繰越金でございますが、5,000円は例年並みでございます。

款5、諸収入、項1、延滞金加算金及び過料は5,000円でございます。項2、償還金及び還付加算金は10万5,000円でございます。項3、雑入でございますが、183万8,000円で、健診事業、広域連合支出金、人間ドックに対する特別調整交付金でございます。

歳入合計でございますが、1億5,121万7,000円で、前年度比6.7%の増でございます。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1、総務費、項1、総務管理費は、予算額143万9,000円で、システム保守委託料、通信運搬費が主なものでございます。項2、徴収費でございますが、賦課徴収経費としまして39万3,000円でございます。

款2、項1、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、1億4,611万6,000円で、前年度比7.1%の増でございます。保険料等の負担金、保険基盤安定負担金でございます。

款3、保健事業費、項1、健診事業費でございますが、171万1,000円で、

前年度比 3.6% の増で、後期高齢者の健診委託料でございます。項 2、保健事業費は 145 万円で、前年度比 5.5% の増で、人間ドックの補助金でございます。

款 4、諸支出金、項 1、償還金及び還付加算金は 10 万 5,000 円でございます。

款 5、項 1、予備費は 3,000 円でございます。

歳出合計 1 億 5,121 万 7,000 円で、前年度比 6.7% の増でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 22 議案第 18 号 平成 31 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業

特別会計予算案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 22 議案第 18 号 平成 31 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 52 ページをお願いいたします。

議案第 18 号 平成 31 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、平成 31 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別冊のとおり提出いたします。

平成 31 年 3 月 6 日 提出

御代田町長 小園拓志

次の予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 31 年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 56 万 4,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出

予算」による。

次の2ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

款1、県支出金、項1、県補助金、本年度予算額18万9,000円は、償還事務費の定額4分の3の補助金でございます。

款2、繰入金、項1、特別会計繰入金、本年度予算額10万8,000円、こちらは一般会計からの繰り入れでございます。

款3、繰入金、本年度予算額は1,000円で、科目設定でございます。

款4、諸収入、項1、貸付金元利収入26万5,000円、項2、延滞金加算金及び過料は1,000円。

歳入合計は56万4,000円となり、前年と比較しまして28万9,000円の減額でございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1、土木費、項1、住宅費、本年度予算額27万1,000円でございます。こちらは、口座振替手数料などの事務費でございます。

款2、公債費、項1、公債費、29万3,000円でございます。町債元利金及び利子の償還でございます。

歳出合計は56万4,000円となり、前年度と比較しまして28万9,000円の減額でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

この住宅新築貸付事業、今年度が最終年度であるかなと思っているんですけども、その点ですね。今年度で償還終了ということになるのか。それと、現在の滞納件数、滞納額、それから一般会計からの繰入総額について、まずお伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 繰入償還につきましては、町から国に償還するところにつきましては本年度が償還完了となります。

現在の滞納状況につきましては、滞納貸付件数は36件、滞納額の総額がおよそ1億6,818万円となっております。

本会計の公債費は、貸付先から償還金を財源としておりますが、不足する分については一般会計から繰入金により補填しているものでございます。一般会計からの繰入額につきましては、来年度までの見込みを含め2億4,434万円ほどとなっております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） これで、31年度でもう償還が終わるということなんですけれども、今、滞納額としても1億5,818万というふうにも出ておりますし、この間、諸経費も含めると、一般会計からの繰り入れを2億4,434万ですか、行っているという中で、今後これをどのように解決というか、していくのか。

前回、お聞きした中では、償還が完了して、会計が小さくなる、まあ、既にもう今回も小さくなっているわけですけど、特別会計としての取り扱い、それからこの未償還金の扱いなどをどうしていくのか、課題があるということだったんですが、来年度以降どのように考えているんでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 今後の見通し、また考え方につきましては、償還が完了し、会計の規模が小さくなるということから、特別会計としての扱い、また未償還金の扱いなど、幾つかの課題がございます。それらにつきましては、近隣自治体の状況等を参考にしながら、適正な対応について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） ですから、その償還は終わりますけれども、滞納が残っているという部分では、引き続き、払っていただくということが続けていくということの解釈でよろしいですか。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 現在も償還していただいている方もおりますので、引き続き償還していただくというふうに考えていただいで結構だと思います。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第23 議案第19号 平成31年度御代田町公共下水道事業

特別会計予算案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第23 議案第19号 平成31年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書53ページをお願いいたします。

議案第19号 平成31年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成31年度御代田町公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり提出いたします。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

次の予算書の1ページをご覧ください。

平成31年度御代田町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億5,930万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

次の2ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳出。

款1、分担金及び負担金、項1、負担金、本年度予算額1,419万7,000円は、受益者負担金、分担金の現年分と繰越分でございます。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、3億1,833万円です。こちらは、公共下水道特別環境——特環下水道の使用料の現年分と繰越分の使用料でございます。項2、手数料、23万6,000円でございます。指定工事店の申請手数料並びに督促手数料でございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、750万円でございます。社会資本整備総合交付金で実施しております塩野地区の下水道工事に対する補助金でございます。

款4、繰入金、項1、他会計繰入金、2億3,957万8,000円でございます。一般会計からの繰り入れでございます。

款5、繰越金、本年度予算額は100万円でございます。平成30年度からの見込みの額で算出しております。

款6、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、45万7,000円でございます。延滞金の見込み額でございます。項2、雑入2,000円、こちら項目設定でございます。

款7、町債、1億9,450万円でございます。整備事業債と資本平準化債の合計でございます。

歳入合計は、7億5,930万3,000円となり、前年度と比較しまして9,672万1,000円の減額でございます。

次の3ページをお願いいたします。

歳出。

款1、土木費、項1、都市計画費、本年度予算額は2億1,026万1,000円です。こちらは、人件費、光熱水費、処理場の維持管理費、塩野地区の下水道工事などでございます。

款 2、公債費、5億4,804万2,000円、こちらは町債の元金及び利子の償還でございます。

款 3、予備費、100万円でございます。歳入歳出の調整額ということで100万円を計上させていただいております。

歳出合計は7億5,930万3,000円、前年度と比べまして9,672万1,000円の減額でございます。

次の4ページをお願いいたします。

「第2表 地方債」。

起債の目的です。公共事業債で、限度額は5,150万円。資本費平準化でございます。こちら限度額は1億4,300万円でございます。合わせまして、合計1億9,450万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第24 議案第20号 平成31年度御代田町農業集落排水事業

特別会計予算案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第24 議案第20号 平成31年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書54ページをお願いいたします。

議案第20号 平成31年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成31年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出いたします。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

次の予算書の1ページをご覧ください。

平成31年度御代田町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,904万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次の2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

款1、分担金及び負担金、項1、分担金、本年度予算額54万8,000円でございます。平成31年度修繕工事費の7%と事務費となっております。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、810万1,000円でございます。水洗化戸数158戸分の使用料でございます。項2、手数料、1,000円でございます。督促手数料が生じた場合の項目設定でございます。

款3、繰入金、項1、他会計繰入金、2,009万7,000円でございます。一般会計からの繰り入れでございます。

款4、繰越金、30万円でございます。平成30年度からの繰り越しの見込み額でございます。

款5、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、項2、雑入、それぞれ項目設定でございます。

歳入合計は2,904万9,000円となり、前年度と比較しまして25万8,000円の減額でございます。

次の3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、農林水産業費、項1、農地費、本年度予算額1,132万5,000円です。処理場の消耗品、光熱水費、維持管理委託料など、施設修繕などに係る経費でございます。

款2、公債費、1,737万4,000円でございます。町債の元利並びに利息の

償還でございます。

款 3、予備費、35万円でございます。

歳出合計は2,904万9,000円となり、前年度と比較しまして25万8,000円の減額でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第25 議案第21号 平成31年度御代田町個別排水処理施設整備事業

特別会計予算案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第25 議案第21号 平成31年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書55ページをお願いいたします。

議案第21号 平成31年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成31年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算を別冊のとおり提出いたします。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

次の予算書の1ページをご覧ください。

平成31年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,201万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次の2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

款1、使用料及び手数料、項1、使用料、本年度予算額536万2,000円です。こちらは、稼働一般家庭97基と豊昇地区世代間交流センター1基、合わせて98基分の使用料でございます。項2、手数料、こちらは項目設定でございます。

款2、繰入金、項1、他会計繰入金664万5,000円です。一般会計からの繰り入れでございます。

款3、繰越金並びに款4、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、こちらは、それぞれ項目設定でございます。

歳入合計は1,201万円となり、前年度と比較しまして7万4,000円の減額でございます。

次の3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、衛生費、項1、保健衛生費、本年度予算額509万1,000円です。施設修繕料、管理委託料、事務費などがございます。

款2、公債費590万9,000円。こちらは町債の元金並びに利息の償還でございます。

款3、予備費20万円でございます。

歳出合計は1,201万円となり、前年度と比較しまして7万4,000円の減額でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

○議長（小井土哲雄君） 日程第26 議案第22号 平成31年度御代田小沼水道事業会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書56ページをお願いいたします。

議案第22号 平成31年度御代田小沼水道事業会計予算案について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成31年度御代田小沼水道事業会計予算を別冊のとおり提出いたします。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

別冊の平成31年度御代田小沼水道事業会計の予算書をお願いいたします。

1ページをお開きください。

平成31年度御代田小沼水道事業会計予算。

第1条 平成31年度御代田小沼水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

給水件数は年度当初予定戸数4,000件で、昨年度より50件の増加を見込んでおります。

2、年間総有収水量です。送水された水道水のうち、実際に使用された料金収入となる水量で7万7,700m³を見込んでおり、昨年度3万7,000m³の増加を見込んでおります。

3、1日の平均有収水量です。2,128m³で、昨年より191m³の増加を見込んでおります。

4、主な建設改良工事です。上水道改良工事総事業費4,009万5,000円で、主には西軽井沢地区配水管布設工事及び実施設計業務を予定しております。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

収入、第1款、水道事業収入1億8,234万8,000円、第1項、営業収入1億6,347万3,000円。こちら主なものは、水道使用料、消火栓の管理料などでございます。第2項、営業外収入1,887万5,000円で、基金の積立利息、減価償却分の国庫補助分でございます。

支出でございます。

第1款、水道事業料1億6,968万7,000円、第1項、営業費用1億5,301万4,000円。主なものとしましては、浅麓水道企業団からの受水費、水質検査負担金、修繕費、職員4名分でございます。第2項、営業外費用1,617万3,000円。企業債利息、消費税の還付金でございます。第4項、予備費50万円を予定しております。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,880万1,000円は、建設改良積立金3,610万円、減災積立金1,370万円、消費税資本的収支調整額563万4,000円、損益勘定留保資金4,336万7,000円で補填するものといたします。

2ページをお願いいたします。

第5条 一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

借り入れの予定はございませんが、緊急時の対応をするための限度額のみを設定でございます。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与といたしまして2,375万4,000円。(2) 公債費として5万円でございます。

第7条 たな卸資産の購入限度額は292万4,000円と定める。

こちらはメーターの交換の費用でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

平成31年度御代田小沼水道事業、予定キャッシュフロー計算書でございます。現金の流れを示したものでございます。

1、業務活動によるキャッシュフロー6,404万円でございます。本業であります水道水の売り上げによる収入、仕入れによる支出、職員給与などの支出を示しております。

2、投資活動によるキャッシュフロー6,270万3,000円でございます。将来を考えた設備投資による支出、また、固定資産の売却などによる収入、支出でござ

ございます。

3、財務諸表によるキャッシュフローです。3,409万8,000円でございます。資金調達に関するものの借入金による収入、返済による支出を示しております。資金増加額または減少額でございますが、3,276万1,000円のマイナス、資金期首残高は8億1,787万1,000円、資金期末残高7億8,511万円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第27 議案第23号 平成30年度御代田町一般会計補正予算案

（第6号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第27 議案第22号 平成30年御代田町一般会計補正予算案（第6号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書57ページお開きください。

議案第23号 平成30年度御代田町一般会計補正予算案について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度御代田町一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり提出する。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをお開きください。

平成30年度御代田町の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,910万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億5,482万5,000円

とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2 ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款21、町債、項1、町債では3,910万円、増額をお願いしております。こちらは地域福祉センター設備改修事業費に充てるため、公共施設等適正管理推進事業債、増額をお願いしております。

歳入合計3,910万円です。

3 ページをお願いします。

歳出になります。

款3、民生費、項1、社会福祉費、こちら補正額0でございます。財源の変更をさせていただきます。

款14、項1、予備費3,910万円、増額をお願いしております。

歳出合計につきましては3,910万円となっております。

4 ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。

こちら、変更をお願いをしております。起債の目的、公共施設等適正管理推進事業債の補正前の限度額9,660万円を、補正後、限度額1億4,570万円とするものです。3,910万円増額をお願いしております。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に変更はありません。

説明は以上となります。よろしく御審議をいただくようお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これを持って質疑を終わります。

お諮りします。本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(小井土哲雄君) 挙手全員であります。よって、議案第23号 平成30年度御代田町一般会計補正予算案(第6号)については、原案のとおり決しました。

―――日程第28 議案第24号 平成30年度御代田町一般会計補正予算案

(第7号)について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第28 議案第24号 平成30年度御代田町一般会計補正予算案(第7号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書58ページお開きください。

平成30年度御代田町一般会計補正予算案について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度御代田町一般会計補正予算(第7号)を別冊のとおり提出する。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書1ページをお開きください。

平成30年度御代田町の一般会計補正予算(第7号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,234万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億9,725万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、資料番号3のほうで説明をさせていただきます。

それでは、こちら一般会計補正予算（第7号）の歳入から御説明します。主なものを申し上げます。

款1、町税、項1、町民税1億1,750万円増額をお願いしております。全て法人町民税の増額でございます。合計、補正後の額2億6,775万円となります。こちら、このうち約1億5,300万円ほどが来年度に向けての予定納税の額となっております。

款14、国庫支出金、項1、国庫負担金699万2,000円増額をお願いしております。この中で、子どものための教育・保育給付費負担金としまして921万9,000円増額をお願いしております。私立保育園の保育委託料に充てる負担金となっております。項2、国庫補助金67万7,000円の減額でございます。内容欄の一番下になりますプレミアム付商品券事務費補助金としまして、国から補助金123万5,000円ほど収入見込みとなっております。

款15、県支出金、項1、県負担金434万5,000円増額でございます。国庫でも説明しました子どものための教育・保育給付費負担金460万9,000円等の収入となっております。項2、県補助金は30万3,000円の減です。この中で、乳幼児医療補助金としまして84万8,000円をお願いしております。乳幼児医療等の増額によるものでございます。

款18、繰入金、項1、基金繰入金は2,110万円の減額になってございます。役場庁舎整備基金の繰入金を減額しております。

款20、諸収入、項4の雑入です。617万2,000円の減でございます。消防団員の退職報奨金が700万円の減となっております。

款21、項1の町債、7,050万円の減額でございます。こちら、内訳は、役場庁舎整備事業債で額の確定によりまして720万円の減額でございます。地域総合整備資金の貸付債は600万円のマイナスです。こちら、日穀製粉の貸付金に充てる地方債になっておりまして、額の確定による減額600万円のマイナスです。学校施設等整備事業債5,400万円の減額につきましては、こちら、当初、補助事業費から補助金を除いた部分について町債を充てる予定としておりましたが、補

助対象以外の部分の借り入れができないということから、5,400万円のマイナスをお願いしております。

歳入合計4,243万4,000円となっております。

続きまして、2ページ、歳出の主なものを申し上げます。

款2、総務費、項1の総務管理費です。5,796万7,000円の減になります。役場庁舎の整備経費、入札差金等ございまして、2,830万円の減額です。それと、その下の下になります地域総合整備資金貸付金です。当初3億6,000万円で予定していた貸付金ですが、600万円減の3億5,400万円の貸し付けとなりました。

款3、民生費、項1、社会福祉費360万1,000円の減額です。こちら、冬場に入りまして母子家庭医療費の伸びが出てきているという中で83万3,000円の増額をお願いしております。同じく、項2の児童福祉費1,425万2,000円もこども医療費で445万5,000円の増、また、収入でも説明しました私立保育園の委託料1,612万8,000円の増額をお願いしております。

款4、衛生費、項1、保健衛生費258万1,000円の減であります。新エネルギー導入奨励金としまして100万円増額をお願いしております。消費税増税ということもあってか、駆け込みの希望がございます。100万円増額をお願いしております。項2、清掃費では147万9,000円の増でございます。資源ごみ、粗大ごみの処理量の増、また、一般廃棄物の処理委託料、可燃ごみの処理委託になりますが、114万6,000円ほど不足するという事で増額をお願いしております。

款6、農林水産業費、項1、農業費96万5,000円の増額でございます。滞在型農園施設基金積立金としまして449万4,000円をお願いしております。平成28年から30年度までの歳入歳出の差引額の積み立てをお願いするものでございます。

款7、商工費では、臨時職員の賃金13万9,000円、また、システムの改修委託料109万7,000円ということで、先ほど収入でも説明をしました31年度にプレミアム付商品券、低所得者の方と3歳未満児のいらっしゃる世帯へプレミアム商品券を発売するものでございますが、その事務経費として、交付金、補助金がございます。それに対する支出を計上させていただいております。

款 8、土木費、項 2、道路橋梁費 4,352 万 9,000 円減額でございます。融雪剤倉庫建設工事で 2,750 万円、用地購入費で 1,102 万 9,000 円の減額でございます。こちら、融雪剤の倉庫の建設予定地につきまして、小沼財産管理会で管理をしている土地に建設することになっておりましたが、こちらが第 1 種低層住居専用地域でございまして、この地域には倉庫の建設はできないということになっておりました。この土地へ建築する理由に妥当性があれば建築審査会の許可を受け、建築可能でありましたが、これまで、県との協議の中で、理由に妥当性を持たせることが非常に難しいという判断の中で、本土地の建築を断念しまして、関係経費を減額するものでございます。これにあわせまして、小沼地区の財産管理特別会計のほうも収入減額をお願いしてございます。項 4、都市計画費 1,655 万 9,000 円の増額でございます。公共下水道の特別会計への繰出金 1,628 万 2,000 円の増などの計上でございます。

次のページをお願いいたします。

款 9、消防費 1,213 万円の減額でございます。収入にもありましたが、消防団員の退職報奨金 700 万円の減額のほか、軽井沢大橋の火事等で出動賃金が不足する見込みとなりまして、費用弁償 65 万円、増額をしております。それと、消防資機材ということで、チェーンソーの購入費用、平成 31 年当初に予定をしていたところでございますが、補助金の確保ができそうだとということの中で、前倒しをしまして計上をしております。

款 14 の予備費では、1 億 2,687 万 3,000 円増額をお願いしております。

予算書の 5 ページのほうにお戻りをお願いしたいと思います。

こちら、「第 2 表 繰越明許費」の計上でございます。以下の 7 事業について、翌年度へ繰り越しをして事業実施をお願いするものでございます。

初めに、款 6、農林水産業費、項 3、農地費、農村漁村地域整備交付金基盤整備事業でございます。こちら、児玉雨池地区の用排水路の整備事業でございます。1,900 万円の金額を繰り越す予定としております。

款 7、項 1 の商工費は、プレミアム付商品券事業ということで、先ほど説明をさせていただきました補助金の事業でございまして、こちら 123 万 6,000 円全額繰り越して、31 年度で事業実施をさせていただきます。

款 8、土木費、項 2、道路橋梁費、都市再生整備計画事業でございます。こちら

は久能梨沢線、また、南浦線、この2路線で合計9,450万円、繰り越しをお願いするものでございます。また、町単独道路新設改良費では、農業費で繰り越します児玉雨池地区の用排水路工事にあわせた町単独の道路新設改良費でございます。620万円の繰越事業費です。

款10、教育費、項2、小学校費、項3、中学校費、これにつきましては、12月の定例会のほうで予算を計上させていただきました小中学校の冷房設備の設置事業でございます。北小学校で5,513万4,000円、南小学校では7,096万9,000円、中学校では5,745万6,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

「第3表 地方債補正」につきましては、以下の5事業について、限度額の変更をお願いするものでございます。

公共施設等適正管理推進事業1億3,570万円の限度額を1億2,850万円、720万円の減額をお願いしております。役場庁舎整備工事の減によるものでございます。

地域総合整備資金貸付事業3億6,000万円を3億5,400万円、600万円減額をするものでございます。工場増設に係る日穀製粉への貸付料の金額確定による減額です。

公共事業等債につきましては2億1,280万円を2億1,000万円とするもので、280万円の減となります。こちら社会資本整備総合交付金事業のうち、橋梁修繕事業補助対象事業費確定によりまして、減額をお願いしております。

緊急防災減災事業1,200万円につきまして、50万円減額しまして1,150万円とするものでございます。こちら町単独道路新設改良工事、減によるものでございます。

最後に、学校施設等の整備事業債1億5,230万円を9,830万円に、5,400万円減額をするものです。こちら、小学校及び中学校の冷房設備設置事業に充てるもので、補助対象事業費以外には充当できないため減額をお願いするものでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

荻原謙一議員。

(2 番 荻原謙一君 登壇)

○ 2 番 (荻原謙一君) 議席番号 2 番、荻原謙一です。

2 件の議案に対する質疑をいたします。

1 件目ですが、20 ページ、款 3、民生費、項 2、児童福祉費、目 1、児童福祉費総務費、私立保育所保育委託料 1,612 万 8,000 と多額の補正となっているが、増額の理由は。

2 件目、24 ページ、款 6、農林水産業費、項 1、農業費、目 1、農業振興費、滞在型農園施設基金積立金 449 万 4,000 円は、クラインガルデン事業費の剰余分を積み立てると議案 10 号で提案説明がありました。平成 28 年度から平成 30 年度の年度ごとの金額は幾らになるか。

2 件、担当課長にお伺いします。

○ 議長 (小井土哲雄君) 内堀町民課長。

(町民課長 内堀淳志君 登壇)

○ 町民課長 (内堀淳志君) それでは、まず 20 ページの私立保育所委託料 1,612 万 8,000 円について御説明をさせていただきます。

私立保育所委託料につきましては、町内の保育所 3 園につきまして、たんぼぼ保育園、保育園つくしんぼ、小規模保育所おひさまへの委託料となっております。

増額の理由につきましては 2 点ございます。

まず 1 点目でございますが、30 年度の公定価格の確定によるものでございます。公定価格というものは、国のほうより示されてくるわけなんですけれども、園の所在地、定員数、認定区分——こちらにつきましては、お子さんの認定区分です。保護者の所得等によって認定される区分が変わるんですけれども、その認定区分、年齢及び各種の加算によって定められております。例年、内閣府より 4 月当初に暫定の数値が示され、12 月末ごろに確定の数値が示されます。この確定数値をもとに委託料を算定し直し、余剰の足りない部分は払っていくということで予算をお願いしているところでございます。公定価格につきましては、近年、わずかずつではございますけれども上昇を続けているという状況でございます。

2 点目は、途中入園の園児 10 名分の委託料の残額となっております。途中入園のそれぞれの人数につきましては、たんぼぼ保育園で 5 名、保育園つくしんぼで

1名、おひさまで4名の10名となっております。

先ほども企財課長からございましたけれども、1,612万8,000円のうち、国が2分の1、県が4分の1、町が残りの4分の1を負担するということになっておりますので、説明は以上とさせていただきます。

○議長（小井土哲雄君） 内堀産業経済課長補佐。

（産業経済課長補佐 内堀宏行君 登壇）

○産業経済課長補佐（内堀宏行君） それではお願いいたします。

24ページ、節25、クライנגルデン事業経費の基金積立金449万4,000円の年度ごとの内訳は幾らかということでお答えさせていただきます。

平成28年度の収支差額が93万2,316円、平成29年度の収支差額が166万874円、平成30年度の収支差額を190万円と見込んでおります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 以上で終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第29 議案第25号 平成30年度小沼地区財産管理特別会計予算案

（第2号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第29 議案第25号 平成30年度小沼地区財産管理特別会計予算案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の59ページをお開きください。

議案第25号 平成30年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、地方自治法第218条第1項の規定により平成30年度小沼地区財産管理特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

次の予算書の1ページをお開きください。

平成30年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ817万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ323万2,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。こちら平成31年2月7日に開催をいたしました小沼地区財産管理委員会において同意を得ております。

2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。

款1、財産収入、項2、財産売払収入は、先ほど一般会計でも御説明をしました融雪剤倉庫建設予定であった土地売払収入を全額減額するものでございます。マイナス1,102万7,000円の計上であります。

款2、繰入金、項1、基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金で285万円を増額するものです。

歳入合計、マイナスの817万7,000円となっております。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

初めに、款1、総務費、項1、総務管理費は、財政調整基金の積立金でございます。815万円を減額しております。

款2、項1の予備費につきましては2万7,000円の減額です。

歳出合計817万7,000円となっております。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(小井土哲雄君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第30 議案第26号 平成30年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算案（第3号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第30 議案第26号 平成30年度御代田町国民健康保
険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書60ページをお願いいたします。

議案第26号 平成30年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案
について、地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出するもので
ございます。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、
次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万9,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,878万7,000円とする。2、
歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款1、項1、国民健康保険税でございますが、補正額は、被保険者減少により
478万円の減額でございます。当初より167名の減少でございます。

款4、県支出金、項1、県補助金は444万3,000円の増額で、一般被保険
者高額療養費増に伴うものでございます。

款 6、繰入金、項 1、他会計繰入金は 1 0 2 万 6, 0 0 0 円の増額で、保健指導事業実施に伴う職員の人件費分の増と保険基盤安定繰入金の保険税軽減分の増が主なものでございます。

歳入合計の補正額でございますが 6 8 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2、保険給付費、項 2、高額療養費、補正額でございますが 4 4 4 万 3, 0 0 0 円の増額で、一般被保険者高額療養費の増に伴うものでございます。

款 3、国民健康保険事業費納付金、項 1、医療納付金、これは財源変更でございます。

款 4、項 2、保健事業費は、保険事業実施に伴う職員の人権費分で、人勧差額分等により 4 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。

款 6、項 1、予備費は 3 8 0 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。

歳出合計ですが、補正額 6 8 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

井田理恵議員。

（6 番 井田理恵君 登壇）

○6 番（井田理恵君） 1 点お願いします。

3 ページの歳出の保険給付費で、高額療養費 4 4 4 万 3, 0 0 0 円の補正でございますけれども、疾病の傾向を教えてください。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 疾病の傾向でございますが、ちょっとまだはっきりした状況がわからないんですけれども、高額療養費でございますので、やはり入院等が原因かというふうに思っておりますが、その内容については、今までの傾向を見ますと、やはり大きな手術とか、ガンとか、生活習慣病に絡むものが多くなっているかと思えます。

それはちょっと予想ですので、はっきりしたことが断言できなくて大変申しわけ

ないんですけれども、これから、またちょっと調べてみたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第31 議案第27号 平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

補正予算案（第4号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第31 議案第27号 平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書61ページをお願いいたします。

議案第27号 平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ261万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,019万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款4 国庫支出金項1 国庫負担金ですが、補正額7万9,000円の増額で、高額介護サービス費増に伴うものでございます。

項2 国庫補助金234万5,000円の増額で、平成30年度保険者機能強化推進交付金の開始に伴うものでございます。

款5 項1 支払基金交付金は、10万6,000円の増額で、高額介護サービス費増に伴うものでございます。

款6 県支出金項1 県負担金、4万9,000円の増額で、高額介護サービス費増に伴うものでございます。

項2 県補助金、地域支援事業費交付金で、職員の人件費分で、人勧差額分等により1万2,000円の増額でございます。

款8 繰入金項1 他会計繰入金、2万3,000円の増額でございます。介護給付費繰入金の増と、地域支援事業の増によるものでございます。

歳入合計ですが、補正額261万4,000円の増額でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 項1 総務費は、補正額7万6,000円の増額で、平成30年度介護保険低所得者の第1保険者軽減評価に伴うシステム改修でございます。

款2 項1 保険給付費は、39万6,000円の増額で、高額介護サービス費の施設介護サービス給付費の増に伴うものでございます。

款3 地域支援事業費項1 包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センター職員の人件費で、人勧差額分等により、6万5,000円の増額でございます。

款6 項1 予備費は、207万7,000円の増額でございます。

歳出合計ですが、補正額261万4,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度御代田町後期高齢者医療特別会計

補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書 6 2 ページをお願いいたします。

議案第 2 8 号 平成 3 0 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。

平成 3 1 年 3 月 6 日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 3 0 年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 9 3 万 4 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5 , 2 3 3 万 5 , 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款 1 項 1 後期高齢者医療保険料でございます。補正額ですが、1 2 月末の調定額によりまして 1 5 1 万 3 , 0 0 0 円の増額でございます。

款 3 繰入金項 1 一般会計繰入金、保険事業費等の繰り入れによりまして、6 5 万 6 , 0 0 0 円の増額でございます。

款 5 諸収入項 3 雑入は、健診事業費、広域連合支出金の減によりまして、2 3 万 5 , 0 0 0 円の減額でございます。

歳入合計ですが、補正額 1 9 3 万 4 , 0 0 0 円の増額でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費項1総務管理費、こちらは財源変更でございます。

款2項1後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、補正額でございますが、151万6,000円の増額で、納付金の増によるものでございます。

款3保健事業費項1健診事業費は、健診委託料の増によりまして、26万1,000円の増額でございます。

項2保健事業費は、人間ドック補助金の増によりまして、55万5,000円の増額でございます。

款5項1予備費は、2,000円の増額でございます。

歳出合計ですが、補正額193万4,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第33 議案第29号 平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計

補正予算案（第4号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第33 議案第29号 平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書63ページをお願いいたします。

議案第29号 平成30年度御代田町公共下水道特別会計補正予算案について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第4号）を、別冊のとおり提出いたします。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

次の予算書1ページをご覧ください。

平成30年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ991万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,023万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款1 分担金及び負担金項1 負担金、補正額1,103万2,000円の減額でございます。こちらは、宅地開発に伴う分譲地の賦課を見込んでおりましたが、工事の遅れ等により、次年度に賦課を見込んでおります。

款3 国庫支出金項1 国庫補助金、989万9,000円の減額でございます。こちらは、処理場長寿命化並びに耐震工事、また塩野地区下水道工事の事業費の確定によるものでございます。

款4 繰入金項1 他会計繰入金、1,628万2,000円の増額でございます。こちら一般会計からの繰り入れでございます。

款5 繰越金、340万円の減額でございます。前年度繰越額の確定によるものでございます。

款6 諸収入項1 延滞金、加算金及び過料、49万2,000円でございます。延滞金の収入実績によるものでございます。

項2 雑入、13万9,000円でございます。処理場の工事に関する際に現場事務所を設置した土地使用料でございます。

款7 町債、250万円の減額でございます。

歳入合計は、991万8,000円の減額となり、総額で8億5,023万6,000円でございます。

次の3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 土木費項1 都市計画費、補正額991万8,000円の減額でございます。主なものとしたしまして、処理場に関する長寿命化工事と耐震化工事及び塩野地区の下水道工事の事業費の確定によるものでございます。

款2 公債費。こちらにつきましては、増減はございません。

歳出合計は、991万8,000円の減額となり、総額で8億5,023万6,000円でございます。

次の4ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費。

款1 土木費項1 都市計画費、事業名、町単独八ヶ倉マンホールポンプ場ポンプ交換工事。金額は、681万5,000円でございます。こちらは、馬瀬口幹線の八ヶ倉マンホールポンプでございます。馬瀬口八ヶ倉地区の、広い地域の汚水を圧送するポンプでございまして、容量の大きい特殊なポンプを使用しております。このポンプは受注生産となりまして、年度内の納品が間に合わないということから、繰り越しを行うものでございます。

次の5ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正を変更いたします。

起債の目的は、公共下水道事業でございます。補正前の限度額を9,660万円から250万円減額いたしまして、補正後の限度額を9,410万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第34 議案第30号 平成30年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第2号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第34 議案第30号 平成30年度御代田小沼水道事業

会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書64ページをお願いいたします。

議案第30号 平成30年度御代田小沼水道事業会計補正予算案について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出いたします。

平成31年3月6日 提出

御代田町長 小園拓志

次の補正予算書1ページをご覧ください。

平成30年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 平成30年度御代田小沼水道事業会計予算第3条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、2ページにありますように、第51款水道事業費用第1項営業費用といたしまして、207万2,000円の減額をお願いするものです。人事異動及び人事院勧告に伴う総係費の減額をお願いするものでございます。

第2項営業外費用並びに第4項予備費につきましては、増減はございません。

補正額の合計は、207万2,000円の減額となり、総額で1億8,099万3,000円となります。

第3条 予算第6条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。こちらにつきましても、人事異動並びに人事院勧告に伴う総係費の減額をお願いするものでございます。職員給与費としまして、207万2,000円の減額となり、3ページにありますように、給料123万円、手当26万円、法定福利費58万2,000円の減額補正をするものでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 3 5 報告第 1 号 平成 3 1 年度御代田町土地開発公社事業計画

及び予算の報告について―――

○建設水道課長（金井英明君） 日程第 3 5 報告第 1 号 平成 3 1 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の 6 5 ページをお開きください。

報告第 1 号 平成 3 1 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告について。

平成 3 1 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算を、平成 3 1 年 2 月 5 日御代田町土地開発公社理事会において決定し提出されましたので、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項により、別紙のとおり報告をいたします。

平成 3 1 年 3 月 6 日 提出

御代田町長 小園拓志

こちら、2 枚おめくりいただきまして、資料の 1 ページをお願いいたします。

平成 3 1 年度御代田町土地開発公社事業計画であります。

平成 3 1 年度御代田町土地開発公社の事業計画を次のとおりとする。

1、土地造成事業計画としまして、用地名、やまゆり工業団地、事業予定面積、7,595.49m²、事業予定金額、1,300 万円でございます。こちら、平成 2 8 年度に取得をしました、やまゆり工業団地の土地につきまして造成事業を計画するものでございます。

2 ページをお願いいたします。

平成 3 1 年度御代田町土地開発公社予算になります。

総則。

第 1 条 平成 3 1 年度御代田町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出。

第 2 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに、収入です。

第 2 款事業外収益第 1 項受取利息は、1,000 円でございます。こちら、預金

利子の収入となっております。収入合計は、1,000円であります。

支出です。

第2款第1項の販売費及び一般管理費、18万3,000円であります。こちらは、理事報酬、法人の町県民税等の事務費の経費となっております。

支出合計は、18万3,000円で、収益的収入支出差引額は、マイナスの18万2,000円となっております。

3ページをお願いいたします。

続いて、資本的収入及び支出です。

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに、収入となります。

第1款資本的収入第3項公社債及び長期借入金、1,300万円となっております。こちらは、町の土地開発基金からの借入金となっております。

収入合計は、1,300万円です。

支出。

第1款資本的支出第3項土地造成事業費は、同じく1,300万円でございます。と、やまゆり工業団地の造成工事費となっております。

支出合計、1,300万円であります。

次の、4ページから7ページにつきましては、ただいま説明しました事業計画予算の明細となっております。御確認をお願いいたします。

続きまして、8ページをお願いいたします。

平成31年度御代田町土地開発公社予定損益計算書であります。

1の事業収益、2の事業原価ともに0円となっております。事業総損失は0円でございます。

3番、販売費及び一般管理費は、18万3,000円でございます。こちら事業損失、18万3,000円となっております。

4、事業外収益は、受取利息の1,000円でございます。これによりまして、経常損失、当期純損失、また当期の損失は、ともに18万2,000円となっております。

次の9ページをお願いいたします。

平成31年度の御代田町土地開発公社予定貸借対照表であります。

資産の部。

1番の流動資産は、2億1,837万6,000円で、内訳につきましては、現金及び預金で628万3,000円、公有用地としまして、旧鉄道用地、坪谷地の土地でございます、7,259万3,000円であります。完成土地、1億3,950万円となりまして、こちら、やまゆり工業団地の土地でございます。

資産合計、2億1,837万6,000円でございます。

負債の部で、固定負債は1億4,870万円で、全額、長期借入金としまして、町の土地開発基金からの借入金となっております。

負債合計、1億4,870万円であります。

資本の部です。

1の資本金350万円は、全額、基本財産となりまして、町からの出資金であります。

2の準備金または欠損金6,617万6,000円で、内訳につきましては、前期繰越準備金が6,635万8,000円、それと、当期の純損失がマイナス18万2,000円となりまして、資本合計6,967万6,000円となる見込みとなっております。

負債資本合計につきましては、2億1,837万6,000円となりまして、上記の資本合計の額と一致をいたします。

10ページにつきましては、予定キャッシュフロー計算書です。

また、11ページからは、附属明細表となっております。後ほど御確認をいただければと思います。

以上のとおり報告をさせていただきます。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成31年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号から第22号並びに議案

第24号から議案第30号については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 5時08分